

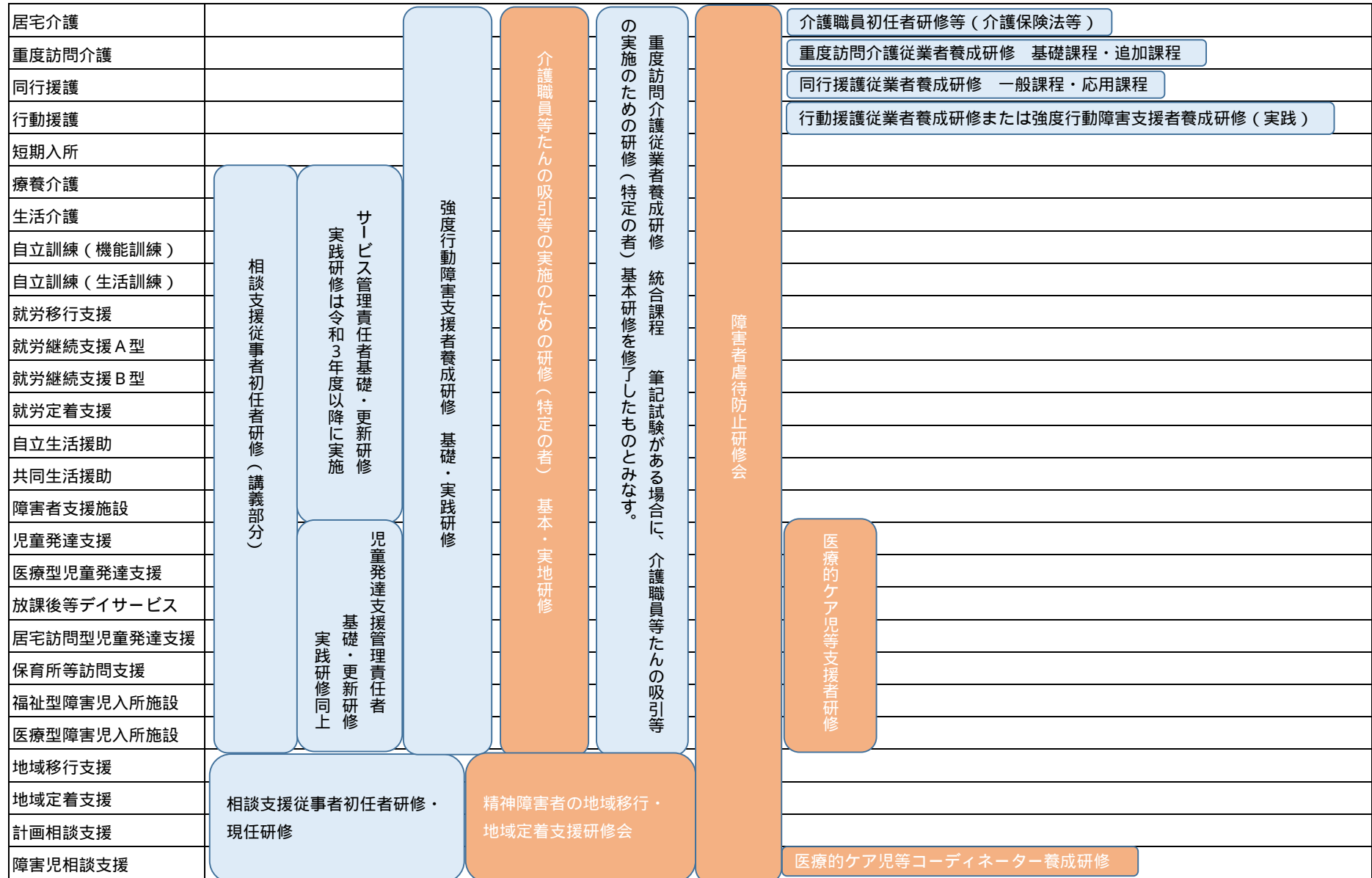
【資料4】

1. サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件
2. 業務管理体制について
3. その他

障害福祉課

長崎県における障害福祉人材の研修体系

令和2年2月現在



主に障害福祉サービス事業所等の支援体制や加算に係る研修を掲載しています。

 は指定研修、
 は県または委託事業者による研修

- [ホーム](#)
- [目的で探す](#)
- [分類で探す](#)
- [組織で探す](#)
- [地方機関で探す](#)
- [カレンダーで探す](#)
- [地域で探す](#)

ホーム > [分類で探す](#) > [福祉・保健](#) > [障がい者](#) > [研修情報](#) > [その他令和2年度開催](#) >
令和2年度長崎県サービス管理責任者等(児童発達支援管理責任者含む)研修について

[このページを印刷する](#)

- メニュー**
- ▶ [国立リハビリテーションセンター研修](#)
 - ▶ [全国障害者総合福祉センター\(戸山サンライズ\)研修](#)
 - ▶ [国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研修](#)
 - ▶ [社会福祉振興・試験センター](#)
 - ▶ [その他令和2年度開催](#)
 - ▶ [その他31年度開催](#)
 - ▶ [その他30年度開催](#)
 - ▶ [その他29年度開催](#)
 - ▶ [その他28年度開催](#)
 - ▶ [その他27年度開催](#)
 - ▶ [その他26年度開催](#)
 - ▶ [その他25年度開催](#)
 - ▶ [長崎県相談支援専門員人材育成ビジョン](#)

令和2年度長崎県サービス管理責任者等(児童発達支援管理責任者含む)研修について

B! 0 [いいね!](#) 0 [Tweet](#)

2020年8月27日更新

1. 指定事業者

指定した研修事業者	郵便番号	指定した研修事業者の住所	指定した研修事業者のホームページ
一般社団法人 長崎県知的障がい者福祉協会	852-8555	長崎市茂里町3-24	一般社団法人 長崎県知的障がい者福祉協会 ホームページトップ

2. 研修実施における取扱いについて

【県通知】

[【通知】サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修実施における取扱いについて【PDFファイル/471KB】](#)

[研修の体系【PDFファイル/279KB】](#)

[実務経験要件【PDFファイル/399KB】](#)

[【長崎県】サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修に関するQ&A【PDFファイル/466KB】](#)

【告示】

[【第544号告示】\(サービス管理責任者\)指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等【PDFファイル/513KB】](#)

[【第230号告示】\(児童発達支援管理責任者\)障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの【PDFファイル/504KB】](#)

31 障福号外
令和元年9月12日

指定障害福祉サービス事業所関係法人 代表者 様

長崎県障害福祉課長
(公印省略)

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の
研修実施における取扱いについて (通知)

平素より県障害福祉行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、「サビ児管」という）研修の見直しにつきましては、平成30年度から周知を図っているところですが、今年度からの実施に伴い、見直し後の研修体系及び実務経験要件について再度周知するとともに、更新研修の受講調整にも下記のとおりご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 研修の見直しについて

別添「研修の体系」のとおり

- ・新体系は、別添「研修の体系」の1ページ目①の流れになります。
- ・別添「研修の体系」の1ページ目②、③、④は経過措置です。
- ・基礎研修の受講要件（実務経験関係）は、サビ児管配置に必要な実務経験を満たす予定日までの、2年以内前から受講可能です。
- ・実践研修の受講要件（実務経験関係）は、基礎研修修了者（注 下記「4.」参照）となった日以後、実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上、実践研修受講に必要な実務経験（相談支援の業務又は直接支援の業務、個別支援計画の原案作成等に係る業務）が必要です。

2. 実務経験について

別添「実務経験要件」のとおり

- ・直接支援の業務が、10年から8年に変更されています。

3. 更新研修について

平成31年3月7日の障害保健福祉関係主管課長会議において、「各都道府県における更新研修の実施に当たっては、受講見込み者数を適切に見積もった上で各年度の研修の定員規模及び開催回数を設定されたい。例えば、受講期限の最終年度に受講者が集中することがないように、平成18年度から20年度までに研修を修了した者については平成31年度、平成21年度から23年度までに研修を修了した者については平成32年度に受講を促すなど、計画的な更新研修の受講が可能となるようご配慮いただきたい」とされていることから、可能な限り次表の年度を目安とした受講申込みにご協力をお願いします。

受講年度	旧研修修了年度
令和元年度	平成22年度以前
令和2年度	平成23年度から平成26年度
令和3年度	平成27年度及び平成28年度
令和4年度	平成29年度
令和5年度	平成30年度

- ・平成30年度までに旧研修を複数年度修了している場合は、最初に受講した年度を基準とし、令和5年度までに更新研修を受講
- ・旧研修修了者（「相談支援従事者初任者研修講義部分」受講者に限る）は、令和6年3月31日までの間はサビ児管として配置可能のため、令和5年度（受講期限の最終年度）に受講者が集中する可能性がありますので、お早目の受講申込みをご検討ください。
- ・更新研修の受講要件（実務経験関係）は、更新研修受講開始日前5年間に於いて、サビ児管、管理者若しくは相談支援専門員の業務に通算して2年以上従事または現に従事することが必要です。
- ・定員の都合上、申込みの受講年度に受講できない場合は、翌年度以降の受講となりますのでご了承ください。
- ・更新研修を令和5年度までに修了できなかった場合は、実践研修修了者となった後に、サビ児管に配置することができます。

4. 相談支援従事者初任者研修講義部分と基礎研修の関連について

- ・カリキュラムの進行上、「相談支援従事者初任者研修講義部分」受講後に「基礎研修」を受講することが望ましいです。
- ・告示上、「基礎研修修了者」とは、「基礎研修」及び「相談支援従事者初任者研修講義部分」双方の修了と規定されているため、「相談支援従事者初任者研修講義部分」を受講していない「基礎研修」の修了者は、2人目のサビ児管の配置及び個別支援計画原案の作成ができません。
- ・実践研修の受講に必要な2年以上の実務経験についても、「基礎研修」及び「相談支援従事者初任者研修講義部分」双方の修了者となった日以後の実務経験となります。

5. 質問について

・実務経験要件、研修の体系等制度全般に関する質問については、別途掲載している資料や告示、サービス管理責任者等研修の見直しに関するQ & A等を確認したうえで、ご不明な点があれば「質問票」により下記メールアドレスあてメール送信または下記FAX番号までファックスをお願いします。

※告示等を確認すれば実務経験要件を容易に判断できる個別案件等については、回答できかねますので必ず告示等をご確認ください。

※口頭による問答については、誤認等によりその後のサビ児管配置に支障をきたす恐れがあるため、「質問票」の活用にご協力をお願いいたします。

・研修申込みに関する質問については、指定事業者である一般社団法人長崎県知的障がい者福祉協会へお尋ねください。なお、相談支援従事者初任者研修については、令和元年度の指定事業者が長崎県障害者社会参加推進センターとなりますので、お間違いのないようお願いいたします。

6. その他

サビ児管の配置は制度の根幹であり、誤認等による欠如の発生等は事業者のサービス提供体制に与える影響が大きいため、今後の研修受講要件や配置要件等について熟知いただき、引き続き適切にご対応いただきますようお願いいたします。

担当	自立就労支援班	田口
電話	095-895-2455	
FAX	095-823-5082	
Eメール	shougaiukusi-jiritusien@pref.nagasaki.lg.jp	

サービス管理責任者(以下、「サビ管」という。)の研修体系について

下線部は、別添「用語注釈」をご参照ください。

令和2年2月 長崎県障害福祉課作成

下記は[平成18年厚生労働省告示544号](指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等)について、記載したものの

サビ管配置要件[告示544号第一号]

サビ管の「実務経験を満たす日」+「相談支援従事者初任者研修講義部分修了者」+
サビ管の「実践研修修了者」であれば、サビ管として配置可。その上で、更新研修修了者となること

<p>実務経験を満たす予定の日まで2年以内である者</p>	<p>相談支援従事者 初任者研修講義部分 + 基礎研修 15H</p>	<p>基準 上 必要 の 要 件</p>	<p>実践研修受講に必要な実務経験が必要 (2年以上)</p>	<p>実践研修 14.5H 基礎研修修了者となった日以後、実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上、実践研修受講に必要な実務経験が必要</p>	<p>サビ管 配置</p>	<p>更新研修受講開始日前5年間に おいて、サビ管、管理者若しくは相談支援専門員の業務に通算して2年以上従事または現に従事</p>	<p>更新研修 13H R5年度まで6H可 実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに修了 更新研修を受講できなかった場合は、実践研修を修了すること</p>														
<p>平成31年3月31日において、旧サービス管理責任者または旧児童発達支援管理責任者研修(以下、「旧研修」という。)修了者である者(を除く)</p>	<p>令和6年3月31日までの間はサビ管として配置可能。 実務経験を満たしていること 「児童分野」修了者のサビ管配置はサビ管と児発管双方の実務経験必要</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">更新研修</th> </tr> <tr> <th>受講年度</th> <th>旧研修修了年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td>H22以前</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>H23 ~ 26</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>H27 ~ H28</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>H29</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>H30</td> </tr> </tbody> </table>	更新研修		受講年度	旧研修修了年度	R1	H22以前	R2	H23 ~ 26	R3	H27 ~ H28	R4	H29	R5	H30		<p>更新研修受講開始日前5年間に おいて、サビ管、管理者若しくは相談支援専門員の業務に通算して2年以上従事または現に従事</p>	<p>更新研修 13H R5年度まで6H可 更新研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに修了 更新研修を受講できなかった場合は、実践研修を修了すること</p>
更新研修																					
受講年度	旧研修修了年度																				
R1	H22以前																				
R2	H23 ~ 26																				
R3	H27 ~ H28																				
R4	H29																				
R5	H30																				
<p>実務経験者が平成31年4月1日以降令和4年3月31日までに基礎研修修了者となる者</p>	<p>相談支援従事者 初任者研修講義部分 + 基礎研修 15H</p>	<p>サビ管 配置 可能</p>	<p>実践研修受講に必要な実務経験が必要 (2年以上)</p>	<p>実践研修 14.5H 基礎研修修了者となった日以後、実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上、実践研修受講に必要な実務経験が必要</p>		<p>更新研修受講開始日前5年間に おいて、サビ管、管理者若しくは相談支援専門員の業務に通算して2年以上従事または現に従事</p>	<p>更新研修 13H R5年度まで6H可 実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに修了 更新研修を受講できなかった場合は、実践研修を修了すること</p>														
<p>基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までの間に実践研修修了</p>																					
<p>実務経験者が平成31年4月1日において、旧研修修了者であり、相談支援従事者初任者研修(講義部分)を受講していない者</p>	<p>相談支援従事者 初任者研修講義部分 R3年度までは基礎研修修了者と同等となる。 R4年度以降は実践研修修了後、サビ管配置可能</p>	<p>サビ管 配置 可能</p>	<p>実践研修受講に必要な実務経験が必要 (2年以上)</p>	<p>実践研修 14.5H 基礎研修修了者となった日以後、実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上、実践研修受講に必要な実務経験が必要</p>		<p>更新研修受講開始日前5年間に おいて、サビ管、管理者若しくは相談支援専門員の業務に通算して2年以上従事または現に従事</p>	<p>更新研修 13H R5年度まで6H可 実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに修了 更新研修を受講できなかった場合は、実践研修を修了すること</p>														
<p>基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までの間に実践研修修了</p>																					

児童発達支援管理責任者(以下、「児発管」という。)の研修体系について

下線部は、別添「用語注釈」をご参照ください。

令和2年2月 長崎県障害福祉課作成

下記は[平成18年厚生労働省告示230号](障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの)について、記載したものの

児発管配置要件[告示230号第一号及び第二号]

児発管の「実務経験を満たす日」+「相談支援従事者初任者研修講義部分修了者」+
児発管の「実践研修修了者」であれば、児発管として配置可。その上で、更新研修修了者となること

<p>実務経験を満たす予定の日まで2年以内である者</p>	<p>相談支援従事者 初任者研修講義部分 + 基礎研修 15H</p>	<p>個別支援計画 作成可能 が 成 画 可 能</p>	<p>実践研修受講に必要な実務経験が必要 (2年以上)</p>	<p>実践研修 14.5H ・基礎研修修了者となった日以後、実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上、実践研修受講に必要な実務経験が必要</p>	<p>児発管 配置</p>	<p>更新研修受講開始日前5年間に おいて、児発管、管理者若しくは相談支援専門員の業務に通算して2年以上従事または現に従事</p>	<p>更新研修 13H R5年度まで6H可 ・実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに修了 ・更新研修を受講できなかった場合は、実践研修を修了すること</p>														
<p>平成31年3月31日において、旧サービス管理責任者または旧児童発達支援管理責任者研修(以下、「旧研修」という。)修了者である者(を除く)</p>	<p>令和6年3月31日までの間は児発管として配置可能。 実務経験を満たしていること</p>			<table border="1"> <tr> <th colspan="2">更新研修</th> </tr> <tr> <th>受講年度</th> <th>旧研修修了年度</th> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>H22以前</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>H23～26</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>H27～H28</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>H29</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>H30</td> </tr> </table>	更新研修		受講年度	旧研修修了年度	R1	H22以前	R2	H23～26	R3	H27～H28	R4	H29	R5	H30		<p>更新研修受講開始日前5年間に おいて、児発管、管理者若しくは相談支援専門員の業務に通算して2年以上従事または現に従事</p>	<p>更新研修 13H R5年度まで6H可 ・更新研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに修了 ・更新研修を受講できなかった場合は、実践研修を修了すること</p>
更新研修																					
受講年度	旧研修修了年度																				
R1	H22以前																				
R2	H23～26																				
R3	H27～H28																				
R4	H29																				
R5	H30																				
<p>実務経験者が平成31年4月1日以降令和4年3月31日までに基礎研修修了者となる者</p>	<p>相談支援従事者 初任者研修講義部分 + 基礎研修 15H</p>	<p>児発管 配置可能</p>	<p>実践研修受講に必要な実務経験が必要 (2年以上)</p>	<p>実践研修 14.5H ・基礎研修修了者となった日以後、実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上、実践研修受講に必要な実務経験が必要</p>		<p>更新研修受講開始日前5年間に おいて、児発管、管理者若しくは相談支援専門員の業務に通算して2年以上従事または現に従事</p>	<p>更新研修 13H R5年度まで6H可 ・実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに修了 ・更新研修を受講できなかった場合は、実践研修を修了すること</p>														
<p>基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までの間に実践研修修了</p>																					
<p>実務経験者が平成31年4月1日において、旧研修修了者であり、相談支援従事者初任者研修(講義部分)を受講していない者</p>	<p>相談支援従事者 初任者研修講義部分 R3年度までは の基礎研修修了者と同等となる。 R4年度以降は実践研修修了後、児発管配置可能</p>	<p>児発管 配置可能</p>	<p>実践研修受講に必要な実務経験が必要 (2年以上)</p>	<p>実践研修 14.5H ・基礎研修修了者となった日以後、実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上、実践研修受講に必要な実務経験が必要</p>		<p>更新研修受講開始日前5年間に おいて、児発管、管理者若しくは相談支援専門員の業務に通算して2年以上従事または現に従事</p>	<p>更新研修 13H R5年度まで6H可 ・実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに修了 ・更新研修を受講できなかった場合は、実践研修を修了すること</p>														
<p>基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までの間に実践研修修了</p>																					

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下、「サビ児管」という。)の研修体系の用語注釈

用語	根拠法令	規定内容
指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの	告示544号一イ	○実務経験者及び更新研修修了者 サービス管理責任者は、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助の提供に係る管理を行う次の(1)(実務経験者)及び(2)(更新研修修了者)に定める要件を満たす者。
2つの解釈がある。 「実践研修修了者」・・・ 今、従事することができる。 「現に従事する」・・・ 1回目の更新研修を受講することができる。	告示544号一ロ	○平成31年3月31日において、旧サービス管理責任者研修修了者である者 令和6年3月31日までの間はサービス管理責任者として現に従事しているものとみなす。 この場合、令和6年3月31日前に更新研修修了者となり、以後、更新研修修了者となった日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに、サービス管理責任者更新研修を改めて修了することを要する。
	告示544号一ハ	○実務経験者が平成31年4月1日以降令和4年3月31日までに基礎研修修了者となった者 イ(2)(二)「実践研修修了者」の規定にかかわらず、基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までの間は、当該実務経験者をサービス管理責任者とみなす。 この場合、当該実務経験者がサービス管理責任者となるには、基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までの間に実践研修修了者となることを要す。
	告示544号一ニ	○更新研修未受講者の実践研修再修了による配置 イ(2)柱書きの期日(実践研修修了者となった日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日)までに更新研修修了者とならなかった実践研修修了者又はロに定める期日(令和6年3月31日)までに更新研修修了者とならなかった旧サービス管理責任者研修修了者は、イの(2)(更新研修修了者)の規定にかかわらず、サービス管理責任者実践研修を改めて修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた日に実践研修修了者となったものとする。
	告示544号一ホ	○2人目としてのサービス管理責任者配置 サービス管理責任者(サービス管理責任者のうち1人以上が常勤でなければならない場合にあっては、常勤のサービス管理責任者)が配置されている指定障害福祉サービスを行う事業所又は施設障害福祉サービスを行う指定障害者支援施設等(法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。)(以下「指定障害福祉サービス事業所等」と総称する。)においては、指定障害福祉サービス基準第58条第2項から第4項まで、指定障害者支援施設基準第23条第2項から第4項まで、障害福祉サービス基準第17条第2項から第4項まで及び障害者支援施設基準第18条第2項から第4項までに規定する業務を基礎研修修了者に行わせることができ、当該サービス管理責任者に加えて当該基礎研修修了者を置くことにより当該指定障害福祉サービス事業所等に置くべきサービス管理責任者の数に達することとみなすことにより、指定障害福祉サービス基準第50条第1項第4号及び第215条第2項、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号イ(3)、第5条第2項及び附則第4条第2項、障害福祉サービス基準第12条第1項第5号及び第90条第2項並びに障害者支援施設基準第11条第1項第2号イ(3)、第12条第2項及び附則第4条第2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
	告示544号一ヘ	○やむを得ない事由による配置 やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた指定障害福祉サービス事業所等にあっては、当該事由の発生した日から起算して一年間は、当該指定障害福祉サービス事業所等において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であって、実務経験者であるものについて、イ(2)(更新研修修了者)に定める要件を満たしているものとみなす。
	告示544号一ト	○自立支援法からの経過措置 平成18年10月1日において現に存する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第58号)第107条に規定する指定共同生活援助事業所が、同日以後引き続き指定障害福祉サービス基準第207条に規定する指定共同生活援助、同令第213条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助又は同令第213条の12に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う場合におけるこれらの事業に係る同令第208条第1項、第213条の4第1項又は第213条の14第1項に規定する指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、実務経験者を確保することができないものについては、イの規定にかかわらず、イ(1)(一)から(三)までの期間(相談支援及び有資格並びに直接支援の期間)が通算して3年以上である者であって、イ(2)(更新研修修了者)に定める要件を満たすものをサービス管理責任者として置くことができる。

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下、「サビ児管」という。)の研修体系の用語注釈

用語	根拠法令	規定内容
障害児通所支援又は障害児入所	告示230号一及び二	○実務経験者及び更新研修修了者 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(以下「児童発達支援管理責任者」という。)は第一号(実務経験者)及び第二号(更新研修修了者)に定める要件を満たす者。
	告示230号三	○平成31年3月31日において、旧児童発達支援管理責任者研修修了者である者 令和6年3月31日までの間は児童発達支援管理責任者として現に従事しているものとみなす。 この場合、令和6年3月31日前に更新研修修了者となり、以後、更新研修修了者となった日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに、児童発達支援管理責任者更新研修を改めて修了することを要する。
	告示230号四	○実務経験者が平成31年4月1日以降令和4年3月31日までに基礎研修修了者となった者 第二号ロ(実践研修修了者)の規定にかかわらず、基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までの間は、当該実務経験者を児童発達支援管理責任者とみなす。 この場合、当該実務経験者が児童発達支援管理責任者となるには、基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までの間に実践研修修了者となることを要す。
	告示230号五	○更新研修未受講者の実践研修再修了による配置 第二号柱書きの期日(実践研修修了者となった日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日)までに更新研修修了者とならなかった実践研修修了者又は第三号に定める期日(令和6年3月31日)までに更新研修修了者とならなかった旧児童発達支援管理責任者研修修了者は、第二号(更新研修修了者)の規定にかかわらず、児童発達支援管理責任者実践研修を改めて修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた日に実践研修修了者となったものとする。
	告示230号六	○2人目としての児童発達支援管理責任者配置 児童発達支援管理責任者(児童発達支援管理責任者のうち1人以上が常勤でなければならない場合にあっては、常勤の児童発達支援管理責任者)が配置されている指定通所支援を行う事業所又は指定入所支援若しくは医療型児童発達支援を行う指定障害児入所施設等(児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。)(以下「障害児通所支援事業所等」と総称する。)においては、指定通所支援基準第27条第2項から第4項まで及び指定障害児入所施設等基準第21条第2項から第4項までに規定する業務を基礎研修修了者に行わせることができ、当該児童発達支援管理責任者に加えて当該基礎研修修了者を置くことにより当該障害児通所支援事業所等に置くべき児童発達支援管理責任者の数に達することとみなすことにより、設備運営基準第49条第1項、第58条第1項、第63条第1項及び第69条、指定通所支援基準第5条第1項第2号及び第3項第5号、第6条第1項第5号、第54条の6第1項第2号、第56条第1項第6号、第66条第1項第2号及び第3項第5号、第71条の3第1項第2号、第71条の8第1項第2号並びに第73条第1項第2号並びに指定障害児入所施設等基準第4条第1項第6号及び第52条第1項第5号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
	告示230号七	○やむを得ない事由による配置 やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた障害児通所支援事業所等にあっては、当該事由の発生した日から起算して1年間は、当該障害児通所支援事業所等において提供される障害児通所支援又は障害児入所支援の管理を行う者として配置される者であって、実務経験者であるものについては、第二号(更新研修修了者)に定める要件を満たしているものとみなす。
	告示230号八	○平成24年4月1日以前の児童に関する分野のサービス管理責任者研修修了者である者 平成二十四年四月一日前に指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件による改正前の指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等に規定する児童に関する分野のサービス管理責任者研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者については、旧告示第二号に規定する児童発達支援管理責任者研修を修了しているものとみなす。
	告示230号九	○自立支援法からの経過措置 平成24年3月31日において現に存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成24年厚生労働省令第40号)による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)附則第5条に規定する旧指定児童デイサービス事業所が、同日以後引き続き指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援又は同令第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業を行う場合におけるこれらの事業に係る同令第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所又は同令第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所であって、実務経験者を確保することができないものについては、第一号イ、ロ及び二の期間(相談支援及び有資格並びに直接支援の期間)が通算して3年以上である者であって、第二号(更新研修修了者)に定める要件を満たすものを児童発達支援管理責任者として置くことができる。

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下、「サビ児管」という。)の研修体系の用語注釈

用語	根拠法令	規定内容
実務経験者	告示544号一イ(1)	告示544号一イ(1)(一)(相談支援の業務)及び(二)(有資格の業務)の期間が通算して5年以上である者、(三)(直接支援の業務)の期間が通算して8年以上である者または(一)から(三)までの期間が通算して3年以上かつ(四)(国家資格)の期間が通算して3年以上である者。 別途掲載している「実務経験要件」をご確認ください。
	告示230号一	次のイ(相談支援の業務)及びロ(有資格の業務)の期間を通算した期間が5年以上かつ当該期間からハの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上である者、ニ(直接支援の業務)の期間を通算した期間が8年以上かつ当該期間からホの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上である者又はイ、ロ及びニの期間を通算した期間からハ及びホの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上かつヘの期間が通算して5年以上である者。 別途掲載している「実務経験要件」をご確認ください。
更新研修修了者	告示544号一イ(2) 告示230号二	更新研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの。 ただし、実践研修を修了した日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間は、基礎研修修了者及び実践研修修了者に該当するものであって、更新研修修了者でないものを更新研修修了者とみなす。
基礎研修修了者	告示544号一イ(2)(一) 告示230号第二号イ	基礎研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものであって、次のいずれかの要件を満たす者 ・相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者(別表第二) ・旧障害者ケアマネジメント研修修了者(旧告示一イ(1)(二)b)
実践研修修了者	告示544号一イ(2)(二) 告示230号第二号ロ	実践研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものであって、次のいずれかの要件を満たす者 ・基礎研修修了者となった日以後、実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者 ・平成31年4月1日において旧告示(544号)一イ(1)から(5)(旧サービス管理責任者研修)または旧告示(230号)二(旧児童発達支援管理責任者研修)のいずれかの規定に該当する者であって、同日以後に相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者となったものであること (実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者に限る。)
更新研修	告示544号一イ(2) サービス管理責任者等研修の見直しに関するQ&A 問7-1	・指定障害福祉サービス(法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。)等の質の確保に関する知識及び技術の維持及び向上を目的としてサービス管理責任者、管理者若しくは相談支援専門員として現に就任している実践研修修了者 ・サービス管理責任者更新研修受講開始日前5年間に、サービス管理責任者、管理者若しくは相談支援専門員の業務に通算して2年以上従事していた実践研修修了者 に対して行われる研修であって、別表第四に定める内容以上のもの ・実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに受講
	告示230号二 サービス管理責任者等研修の見直しに関するQ&A 問7-1	・指定通所支援(児童福祉法第21条の5の3第1項に定める指定通所支援をいう。以下同じ。)又は指定入所支援(児童福祉法第24条の2に定める指定入所支援をいう。以下同じ。)の質の確保に関する知識及び技術の維持及び向上を目的として児童発達支援管理責任者、管理者若しくは相談支援専門員として現に就任している実践研修修了者 ・児童発達支援管理責任者更新研修受講開始日前5年間に、児童発達支援管理責任者、管理者若しくは相談支援専門員の業務に通算して2年以上従事していた実践研修修了者 に対して行われる研修であって、別表第四に定める内容以上のもの ・実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに受講
	サービス管理責任者等研修の見直しに関するQ&A 問4	改正前の告示に定めるサービス管理責任者等の研修を修了している者は、5年ごとに更新研修を受講する必要があるが、その起算点はいつか。 (答) 起算点は、平成35年度までの間に更新研修の修了者となった日の属する年度の翌年度となる。平成31年厚生労働省告示第109号及び第110号による改正前の告示に定めるサービス管理責任者等の研修を平成30年度までに修了している者については、平成35年度までの間に更新研修を受講することになる。また、2回目以降の更新研修は、1回目の更新研修の修了者となった日の属する年度の翌年度を初年度として5年度ごとに修了する必要がある。

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下、「サビ児管」という。)の研修体系の用語注釈

用語	根拠法令	規定内容
基礎研修	告示544号一イ(2)(一) サービス管理責任者等研修の見直しに関するQ&A 問7-1	指定障害福祉サービス等の質の確保に関する基礎的な知識及び技術を習得させることを目的として実務経験者となるために必要な年数に達する日までの期間が2年以内である者又は実務経験者に対して行われる研修であって、別表第一に定める内容以上のもの ・告示544号第一号イ(1)の実務経験を必要とする。
	告示230号二イ サービス管理責任者等研修の見直しに関するQ&A 問7-1	指定通所支援又は指定入所支援の質の確保に関する基礎的な知識及び技術を習得させることを目的として実務経験者となるために必要な年数に達する日までの期間が2年以内である者又は実務経験者に対して行われる研修であって、別表第一に定める内容以上のもの ・告示230号第一号の実務経験を必要とする。
実践研修	告示544号一イ(2)(二) サービス管理責任者等研修の見直しに関するQ&A 問7-1	指定障害福祉サービス等の質の確保に関する実践的な知識及び技術を習得させることを目的として行われる研修であって、別表第三に定める内容以上のもの ・告示544号第一号イ(1)の実務経験を必要とする。
	告示230号二ロ サービス管理責任者等研修の見直しに関するQ&A 問7-1	指定通所支援又は指定入所支援の質の確保に関する実践的な知識及び技術を習得させることを目的として行われる研修であって、別表第三に定める内容以上のもの ・告示230号第一号の実務経験を必要とする。
実践研修受講に必要な実務経験	告示544号一イ(2)(二)a	基礎研修修了者となった日以後、サービス管理責任者実践研修受講開始日前五年間に通算して二年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者であること。
	告示230号二ロ(1)	基礎研修修了者となった日以後、児童発達支援管理責任者実践研修受講開始日前五年間に通算して二年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者であること。
	サービス管理責任者等研修の見直しに関するQ&A問1、問7-1	・基礎研修修了者は、今後サービス管理責任者等の業務を担うことが予定されることから、実践研修受講に当たって必要な実務経験は、主として個別支援計画の原案作成等に係る業務を担うことを想定しているが、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第544号、以下「サービス管理責任者資格要件告示」という。)」及び「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年厚生労働省告示第230号、以下「児童発達支援管理責任者資格要件告示」という。)」(以下これらを「告示」という。)において、「相談支援の業務又は直接支援の業務」としてあり、必ずしも個別支援計画の原案作成等の業務のみに限られるものではない(サービス管理責任者資格要件告示第1号イ(2)の(二)のa及び児童発達支援管理責任者資格要件告示第2号のロの(1)参照)。
	[長崎県]サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修に関するQ&A NO.4	経過措置において、実務経験者が令和3年度までに基礎研修修了者となった場合、サビ児管として従事することができるものの、基礎研修修了者となってから3年を経過する日までに実践研修を修了する必要があるが、実践研修の受講に必要な実務経験は、サビ児管の業務を含むことになる。
管理者	告示544号一イ(2)	指定障害福祉サービス基準、指定障害者支援施設基準及び障害福祉サービス基準の規定による指定障害福祉サービス事業者が当該事業を行う事業所及び指定障害者支援施設等の管理者
	告示230号二	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号、以下「指定通所支援基準」という。)及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号、以下「指定障害児入所施設等基準」という。)の規定による指定児童発達支援事業所及び指定福祉型障害児入所施設の管理者
相談支援専門員	告示544号一イ(2)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号)第3条第2項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第3条第1項に規定する相談支援専門員
	告示230号二	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条第1項に規定する相談支援専門員

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下、「サビ児管」という。)の研修体系の用語注釈

用語	根拠法令	規定内容
旧サービス管理責任者研修修了者	告示544号ーロ サービス管理責任者等研修の見直しに関するQ&A 問5	平成31年3月31日において旧告示(544号)ーイ(1)(二)、旧告示(544号)ーイ(2)(二)、旧告示(544号)ーイ(3)(二)、旧告示(544号)ーイ(4)(二)、旧告示(544号)ーイ(5)に定める要件を満たす者
旧児童発達支援管理責任者研修修了者	告示230号三 サービス管理責任者等研修の見直しに関するQ&A 問5	・平成31年3月31日において旧告示(230号)第二号に定める要件を満たす者 ・サービス管理責任者に配置する場合は児童発達支援管理責任者の実務経験を必要とする。
旧告示(544号)ーイ(1)	旧告示ーイ(1)から(5)まで	実務経験要件を満たす者及び(旧)各分野のサービス管理責任者研修修了者(相談支援従事者初任者研修(講義部分)または旧障害者ケアマネジメント研修を含む)
	旧告示ーイ(1)(二)	(旧)介護に関する分野のサービス管理責任者研修修了者(相談支援従事者初任者研修(講義部分)または旧障害者ケアマネジメント研修を含む) 生活介護又は療養介護
	旧告示ーイ(2)(二)	(旧)身体障害、知的障害又は精神障害を有する者の地域生活に関する分野のサービス管理責任者研修修了者(相談支援従事者初任者研修(講義部分)または旧障害者ケアマネジメント研修を含む) 自立訓練(生活訓練)、自立生活援助、共同生活援助
	旧告示ーイ(3)(二)	(旧)身体障害を有する者の地域生活に関する分野のサービス管理責任者研修修了者(相談支援従事者初任者研修(講義部分)または旧障害者ケアマネジメント研修を含む) 自立訓練(機能訓練)
	旧告示ーイ(4)(二)	(旧)就労に関する分野のサービス管理責任者研修修了者(相談支援従事者初任者研修(講義部分)または旧障害者ケアマネジメント研修を含む) 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援
	旧告示ーイ(5)	(旧)指定障害者支援施設等又は障害者支援施設において提供される施設入所支援以外の施設障害福祉サービスのいずれかに係るサービス管理責任者 施設入所支援
旧告示(230号)第二号	旧告示(230号)二	(旧)児童発達支援管理責任者研修修了者(相談支援従事者初任者研修(講義部分)または旧障害者ケアマネジメント研修を含む)

サービス管理責任者(1)として従事するための実務経験要件

サービス管理責任者の配置にあたっては、実務経験要件の他に、研修受講要件も必要です。詳細は研修受講要件をご確認ください。
 下表の下線部は、別添「用語注釈」をご参照ください。

業務の範囲	業務内容	実務経験年数						
		国家資格 3	有資格 4	左記以外				
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務 (一)相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 [告示544号一イ(1)(一)a~f]	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援の業務に従事する者	3年以上かつ国家資格等による業務3年以上		5年以上				
	b 児童相談所、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む							
	c 障害者支援施設、障害児入所支援施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設において相談支援の業務に従事する者							
	d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者							
	e 特別支援学校等において相談支援の業務に従事する者							
	f 病院・診療所において相談支援の業務に従事する者で、次の(1)~(3)のいずれかに該当する者							
	(1) 社会福祉主事任用資格を有する者							
	(2) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上に相当する研修を修了した者							
	(3) 国家資格を有するもの 3							
	(4) 上記aからeまでに掲げる業務に従事した期間が1年以上である者							
	(二)直接支援の業務				a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって療養病床に係るものにおいて直接支援の業務に従事する者	5	5年以上	8年以上
	b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業において直接支援の業務に従事する者							
	c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所において直接支援の業務に従事する者							
	d 障害者雇用事業所において直接支援の業務に従事する者							
	e 特別支援学校等において直接支援の業務に従事する者							

1 ~ 5は次ページに記載

- 1 療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助の提供に係る管理を行うサービス管理責任者
- 2 1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上あり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。(H18.6.23 厚生労働省事務連絡)
- 3 国家資格者は、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士のことをいう。
- 4 有資格者は、上記(二)の直接支援の業務に従事する者で、次の(1)～(4)のいずれかに該当する者(資格取得以前の直接支援業務も年数に含めて可)
 - (1) 社会福祉主事任用資格を有する者
 - (2) 保育士
 - (3) 児童指導員任用資格者
 - (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者
- 5 国家資格の期間と相談支援の業務及び直接支援の業務の期間が同時期でも可(H18.6.23 厚生労働省事務連絡)

児童発達支援管理責任者(1)として従事するための実務経験要件

児童発達支援管理責任者の配置にあたっては、実務経験要件の他に、研修受講要件も必要です。詳細は研修受講要件をご確認ください。
 下表の下線部は、別添「用語注釈」をご参照ください。

業務の範囲	業務内容	実務経験年数		
		国家資格 3	有資格 4	左記以外
(イ)相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 [告示230号一イ(1)~(6)]	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援の業務に従事する者	3年以上かつ国家資格等による業務5年以上	5年以上	
	(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む			
	(3) 障害者支援施設、障害児入所支援施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設において相談支援の業務に従事する者			
	(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者			
	(5) 学校等において相談支援の業務に従事する者			
	(6) 医療機関(病院・診療所)において相談支援の業務に従事する者で、次の(1)~(3)のいずれかに該当する者			
	1) 社会福祉主事任用資格を有する者			
	2) 上記(1)から(5)までに掲げる業務に従事した期間が1年以上である者			
	3) 国家資格を有するもの 3			
	4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上に相当する研修を修了した者			
(ロ)直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他の職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 [告示230号一ロ(1)~(5)]	(1) 障害者支援施設、障害児入所支援施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって療養病床に係るものにおいて直接支援の業務に従事する者	5	5年以上	8年以上
	(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、老人居宅介護等事業等において直接支援の業務に従事する者			
	(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所において直接支援の業務に従事する者			
	(4) 障害者雇用事業所において直接支援の業務に従事する者			
	(5) 学校等において直接支援の業務に従事する者			

1~ 5は次ページに記載

1 障害児通所支援及び障害者入所支援の提供に係る管理を行う児童発達支援管理責任者

2 ・相談支援の業務及び直接支援の業務においては、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上必要

・1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上あり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。(H18.6.23 厚生労働省事務連絡)

3 国家資格者は、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士のことをいう。

4 有資格者は、上記(二)の直接支援の業務に従事する者で、次の(1)～(4)のいずれかに該当する者(資格取得以前の直接支援業務も年数に含めて可)

(1) 社会福祉主事任用資格を有する者

(2) 保育士

(3) 児童指導員任用資格者

(4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上に相当する研修を修了した者

5 国家資格の期間と相談支援の業務及び直接支援の業務の期間が同時期でも可(H18.6.23 厚生労働省事務連絡)

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者における実務経験要件の用語注釈

用語	根拠法令	規定内容
障害者	告示544号一イ(1)(一) 告示230号一イ	(相談支援の業務の場合)身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者
	告示544号一イ(1)(二) 告示230号一ロ	(直接支援の業務の場合)身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者
障害児	児童福祉法第4条第1項 児童福祉法第4条第2項に規定する児童への支援と同様の支援を必要とする児童が含まれること	この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。 一 乳児 満一歳に満たない者 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者
	児童福祉法第4条第2項	身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。)又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童
相談支援の業務	告示544号一イ(1)(一) 告示230号一イ	日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務
	参考 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第15条第2項各号及び第3項各号(指定計画相談支援の具体的取扱方針)	・アセスメント(適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握) ・サービス等利用計画作成 ・モニタリング(サービス等利用計画の実施状況の把握(利用者についての継続的な評価を含む))、他
直接支援の業務	告示544号一イ(1)(二) 告示230号一ロ	入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務
指定[特定/障害児/一般]相談支援事業	告示544号一イ(1)(一)a 告示230号一イ(1)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」という。)第77条第1項及び第78条第1項に規定する地域生活支援事業、法附則第26条の規定による、改正前の児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児相談支援事業、法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第4条の2第1項に規定する身体障害者相談支援事業、法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第4条に規定する知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者
地域生活支援事業	総合支援法第77条第1項第3号	市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。(中略)障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業
	総合支援法第78条第1項	都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、第77条第1項第3号、(中略)のうち、特に専門性の高い相談支援に係る事業(中略)として厚生労働省令で定める事業を行うものとする。
児童家庭支援センター	児童福祉法第44条の2第1項	児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。
障害者支援施設	総合支援法第5条第11項	障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設(のぞみの園及び第1項の厚生労働省令で定める施設を除く。)

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者における実務経験要件の用語注釈

用語	根拠法令	規定内容
障害児入所施設(障害児入所支援)	児童福祉法第7条第21項	障害児入所支援とは、障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障害児に対して行われる保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童(以下「重症心身障害児」という。)に対し行われる治療をいう。
助産施設	児童福祉法第36条	助産施設は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設とする。
乳児院	児童福祉法第37条	乳児院は、乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。
母子生活支援施設	児童福祉法第38条	母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。
保育所	児童福祉法第39条第1項	保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設(利用定員が二十人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。)とする。
認定こども園	児童福祉法第39条の2第1項	幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の幼児に対する教育(教育基本法(平成十八年法律第二十号)第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。)及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設とする。
児童厚生施設	児童福祉法第40条	児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。
児童養護施設	児童福祉法第41条	児童養護施設は、保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。
児童心理治療施設	児童福祉法第43条の2	児童心理治療施設は、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となつた児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適應するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。
児童自立支援施設	児童福祉法第44条	児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者における実務経験要件の用語注釈

用語	根拠法令	規定内容
地域包括支援センター	<p>介護保険法第115条の46第1項</p> <p>(参考)第1号介護予防支援事業 介護保険法第115条の45第1項第1号</p> <p>(参考)第115条の45第2項各号</p>	<p>第一号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものを除く。)及び第115条の45第2項各号に掲げる事業(以下「包括的支援事業」という。)その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。</p> <p>居宅要支援被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者(以下「居宅要支援被保険者等」という。)に対して、次に掲げる事業を行う事業(以下「第1号事業」という。)</p> <p>イ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、当該居宅要支援被保険者等の居宅において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援を行う事業(以下この項において「第1号訪問事業」という。)</p> <p>ロ 居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める施設において、厚生労働省令で定める基準に従って、厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活上の支援又は機能訓練を行う事業(以下この項において「第1号通所事業」という。)</p> <p>ハ 厚生労働省令で定める基準に従って、介護予防サービス事業若しくは地域密着型介護予防サービス事業又は第1号訪問事業若しくは第1号通所事業と一体的に行われる場合に効果があると認められる居宅要支援被保険者等の地域における自立した日常生活の支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業(二において「第1号生活支援事業」という。)</p> <p>二 居宅要支援被保険者等(指定介護予防支援又は特別介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く。)の介護予防を目的として、厚生労働省令で定める基準に従って、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、第1号訪問事業、第1号通所事業又は第1号生活支援事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業(以下「第1号介護予防支援事業」という。)</p> <p>一 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業</p> <p>二 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業</p> <p>三 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業</p> <p>四 医療に関する専門的知識を有する者が、介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進するものとして厚生労働省令で定める事業(前号に掲げる事業を除く。)</p> <p>五 被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業</p> <p>六 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業</p>
老人福祉施設	老人福祉法第5条の3	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。
介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項	要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者(その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において単に「要介護者」という。)に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、第九十四条第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者における実務経験要件の用語注釈

用語	根拠法令	規定内容
介護医療院	介護保険法第8条第29号	要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者(その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において単に「要介護者」という。)に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、第百七条第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護医療院サービス」とは、介護医療院に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。
精神保健福祉センター	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項	都道府県は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関(以下「精神保健福祉センター」という。)を置くものとする。
救護施設	生活保護法第38条第2項	身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。
更正施設	生活保護法第38条第3項	身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設とする。
障害者職業センター	障害者の雇用の促進等に関する法律第19条第1項	厚生労働大臣は、障害者の職業生活における自立を促進するため、次に掲げる施設(以下「障害者職業センター」という。)の設置及び運営の業務を行う。 一 障害者職業総合センター 二 広域障害者職業センター 三 地域障害者職業センター
障害者就業・生活支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第2項	都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者(以下「障害者就業・生活支援センター」という。)の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。
	(参考)障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第1項	都道府県知事は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者(以下この節において「支援対象障害者」という。)の職業の安定を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他厚生労働省令で定める法人であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。 一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。 二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、支援対象障害者の雇用の促進その他福祉の増進に資すると認められること。
学校	学校教育法第一条	学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。
	告示544号一イ(5)	大学を除く。(以下、「学校」という。)
特別支援学校等	告示544号一イ(1)(二)e	特別支援学校その他これに準ずる機関
病院・診療所、薬局	健康保険法第63条第3項	一 厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所(第65条の規定により病床の全部又は一部を除いて指定を受けたときは、その除外された病床を除く。以下「保険医療機関」という。)又は薬局(以下「保険薬局」という。) 二 特定の保険者が管掌する被保険者に対して診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であつて、当該保険者が指定したものの 三 健康保険組合である保険者が開設する病院若しくは診療所又は薬局

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者における実務経験要件の用語注釈

用語	根拠法令	規定内容
社会福祉主事任用資格を有する者 (告示544号一(イ)(1)(二)告示230号一ロ)	社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者 (相談支援の業務及び有資格者の直接支援業務に適用)	社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢20年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものうちから任用しなければならない。 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学、旧高等学校令(大正7年勅令第389号)に基づく高等学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者(当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。) 二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 三 社会福祉士 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの (精神保健福祉士、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学において、法第19条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者)
	廃止前の精神障害者社会復帰施設設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号)第17条第2項各号のいずれかに該当するもの (有資格者の直接支援業務に適用)	一 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学において、心理学若しくは教育学の課程を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、心理学若しくは教育学の課程において優秀な成績で単位を取得したことにより、同法第67条第2項の規定により大学院への入学を認められた者 二 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学に関する科目を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、社会福祉に関する科目を修めて、同法第67条第2項の規定により大学院への入学を認められた者 三 学校教育法の規程による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を卒業した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に従事したもの 四 前2号に掲げる者のほか、精神保健及び精神障害者の福祉に関し相当の学識経験を有すると認められる者
訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上に相当する研修を修了した者	告示544号一(1)(一)f 告示230号一ロ (参考)平成18年6月26日障害保健福祉主管課長会議	相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者 会議資料の参考1「サービス管理責任者の実務経験」に訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者等と記載されている。 (参考)訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上に相当する研修…介護職員初任者研修、居宅介護職員初任者研修等。また、介護福祉士を含む)
療養病床	医療法第7条第2項第4号	療養病床(病院又は診療所の病床のうち、前三号に掲げる病床以外の病床であつて、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいう。以下同じ。)
障害福祉サービス事業	総合支援法第5条第1項	障害福祉サービス(障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。)その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス(施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。以下同じ。)を除く。)を行う事業をいう。
(参考)障害福祉サービス	総合支援法第5条第1項	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助
障害児通所支援事業	児童福祉法第6条の2の2第1項	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者における実務経験要件の用語注釈

用語	根拠法令	規定内容
児童自立生活援助事業	児童福祉法第6条の3第1項	次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援(以下「児童自立生活援助」という。)を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業をいう。 一 義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、措置解除者等(第二十七条第一項第三号に規定する措置(政令で定めるものに限る。))を解除された者その他政令で定める者をいう。次号において同じ。)であるもの(以下「満二十歳未満義務教育終了児童等」という。) 二 学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であつて、満二十歳に達した日から満二十二歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの(満二十歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた満二十歳未満義務教育終了児童等であつたものに限る。)のうち、措置解除者等であるもの(以下「満二十歳以上義務教育終了児童等」という。)
放課後児童健全育成事業	第6条の3第2項	小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。
子育て短期支援事業	第6条の3第3項	保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、厚生労働省令で定めるところにより、児童養護施設その他の厚生労働省令で定める施設に入所させ、その者につき必要な保護を行う事業をいう。
乳児家庭全戸訪問事業	第6条の3第4項	一の市町村の区域内における原則として全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。
養育支援訪問事業	第6条の3第5項	厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。) 若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(以下「特定妊婦」という。)(以下「要支援児童等」という。) に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。
地域子育て支援拠点事業	第6条の3第6項	厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。
一時預かり事業	第6条の3第7項	家庭において保育(養護及び教育(第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育を除く。))を行うことをいう。以下同じ。) を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。))第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第二十四条第二項を除き、以下同じ。) その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。
小規模住居型児童養育事業	第6条の3第8項	第二十七条第一項第三号の措置に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童(以下「要保護児童」という。) の養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者(次条に規定する里親を除く。) の住居において養育を行う事業をいう。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者における実務経験要件の用語注釈

用語	根拠法令	規定内容
家庭的保育事業	第6条の3第9項	<p>次に掲げる事業をいう。</p> <p>一 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児(以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。)であつて満三歳未満のものについて、家庭的保育者(市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。))が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、当該保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。)の居宅その他の場所(当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。)において、家庭的保育者による保育を行う事業(利用定員が五人以下であるものに限る。次号において同じ。)</p> <p>二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所(当該保育が必要と認められる児童の居宅を除く。)において、家庭的保育者による保育を行う事業</p>
小規模保育事業	第6条の3第10項	<p>次に掲げる事業をいう。</p> <p>一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設(利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。)において、保育を行う事業</p> <p>二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業</p>
居宅訪問型保育事業	第6条の3第11項	<p>居宅訪問型保育事業とは、次に掲げる事業をいう。</p> <p>一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業</p> <p>二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、当該保育が必要と認められる児童の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業</p>
事業所内保育事業	第6条の3第12項	<p>次に掲げる事業をいう。</p> <p>一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、次に掲げる施設において、保育を行う事業</p> <p>イ 事業主がその雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設</p> <p>ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主団体が委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設</p> <p>ハ 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の規定に基づく共済組合その他の厚生労働省令で定める組合(以下ハにおいて「共済組合等」という。)が当該共済組合等の構成員として厚生労働省令で定める者(以下ハにおいて「共済組合等の構成員」という。)の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は共済組合等から委託を受けて当該共済組合等の構成員の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設</p> <p>二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業</p>

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者における実務経験要件の用語注釈

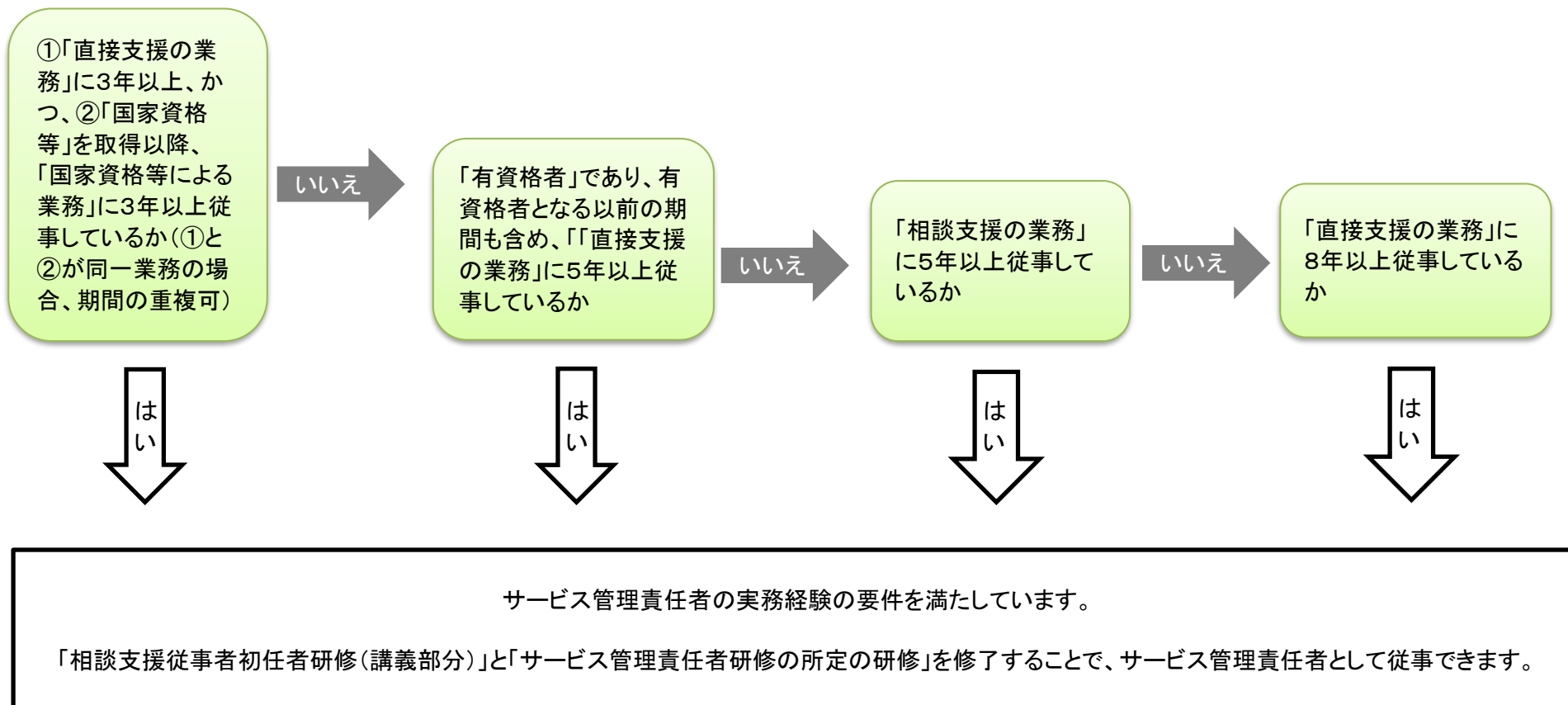
用語	根拠法令	規定内容
病児保育事業	第6条の3第13項	保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となつた小学校に就学している児童であつて、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設において、保育を行う事業をいう。
子育て援助活動支援事業	第6条の3第14項	厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる援助のいずれか又は全てを受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者(個人に限る。以下この項において「援助希望者」という。)との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他の必要な支援を行う事業をいう。 一 児童を一時的に預かり、必要な保護(宿泊を伴つて行うものを含む。)を行うこと。 二 児童が円滑に外出することができるよう、その移動を支援すること。
老人居宅介護等事業	老人福祉法第5条の2第2項	第10条の4第1項第1号の措置に係る者又は介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与する事業又は同法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(以下「第1号訪問事業」という。)であつて厚生労働省令で定めるものをいう。
訪問看護事業所	健康保険法第89条第1項	前条第1項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、訪問看護事業を行う者の申請により、訪問看護事業を行う事業所(以下「訪問看護事業所」という。)ごとに行う。
	(参考)健康保険法第88条第1項	被保険者が、厚生労働大臣が指定する者(以下「指定訪問看護事業者」という。)から当該指定に係る訪問看護事業(疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者(主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。)に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助(保険医療機関等又は介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院によるものを除く。以下「訪問看護」という。)を行う事業をいう。)を行う事業所により行われる訪問看護(以下「指定訪問看護」という。)を受けたときは、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。
障害者雇用事業所	障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項(子会社)	特定の株式会社(第45条の3第1項の認定に係る組合員たる事業主であるものを除く。)と厚生労働省令で定める特殊の関係のある事業主で、当該事業主及び当該株式会社(以下「子会社」という。)の申請に基づいて当該子会社について次に掲げる基準に適合する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの(以下「親事業主」という。)に係る前条第1項及び第7項の規定の適用については、当該子会社が雇用する労働者は当該親事業主のみが雇用する労働者と、当該子会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす。 一 当該子会社の行う事業と当該事業主の行う事業との人的関係が緊密であること。 二 当該子会社が雇用する対象障害者である労働者の数及びその数の当該子会社が雇用する労働者の総数に対する割合が、それぞれ、厚生労働大臣が定める数及び率以上であること。 三 当該子会社がその雇用する対象障害者である労働者の雇用管理を適正に行うに足る能力を有するものであること。 四 前二号に掲げるもののほか、当該子会社の行う事業において、当該子会社が雇用する重度身体障害者又は重度知的障害者その他の対象障害者である労働者の雇用の促進及びその雇用の安定が確実に達成されると認められること。
	障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号(助成金を受けた事業所)	厚生労働大臣は、対象障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、次に掲げる業務(以下「納付金関係業務」という。)を行う。 六 重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者を多数雇用する事業所の事業主に対して、当該事業所の事業の用に供する施設又は設備の設置又は整備に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者における実務経験要件の用語注釈

用語	根拠法令	規定内容
<p>児童指導員任用資格者 (告示544号一(イ)(1)(二) 告示230号一ロ)</p>	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条第1項各号のいずれかに該当する者</p>	<p>児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 二 社会福祉士の資格を有する者 三 精神保健福祉士の資格を有する者 四 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者 六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの 九 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの 十 3年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの
<p>児童発達支援管理責任者の実務経験において除く期間 「老人福祉施設・医療機関等」 相談支援の業務 有資格者 直接支援業務 国家資格者</p>	<p>告示230号一ハ 告示230号一ホ 告示230号一ロ 告示230号一ハ及びホ</p>	<p>老人福祉施設、救護施設、更正施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター 老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室、老人居宅介護等事業、特例子会社、助成金受給事業所 老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室、老人居宅介護等事業、特例子会社、助成金受給事業所</p>

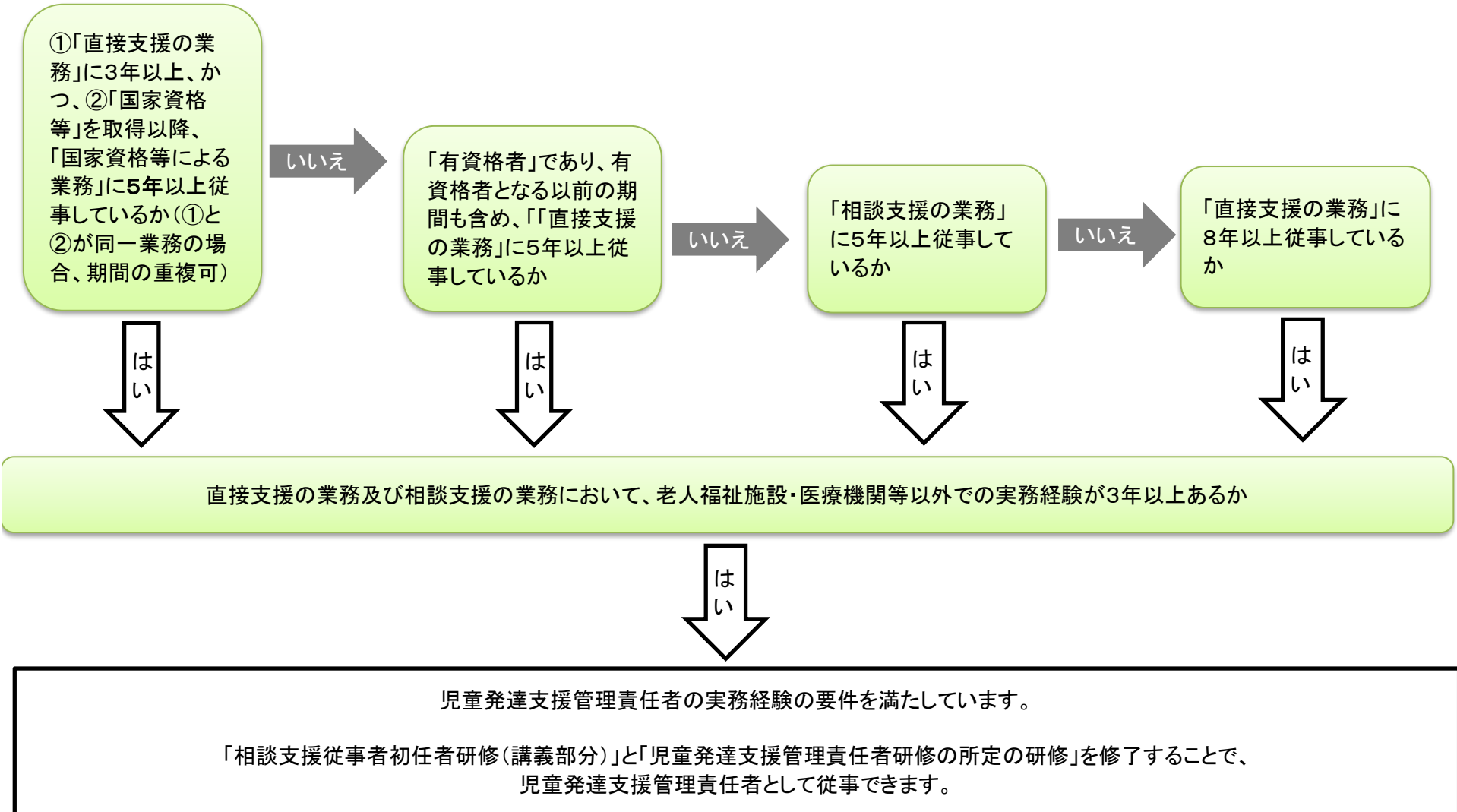
サービス管理責任者 配置要件(実務経験) フロー図

※「国家資格」、「有資格者」、「相談支援の業務」、「直接支援の業務」の定義については、告示をご確認ください。



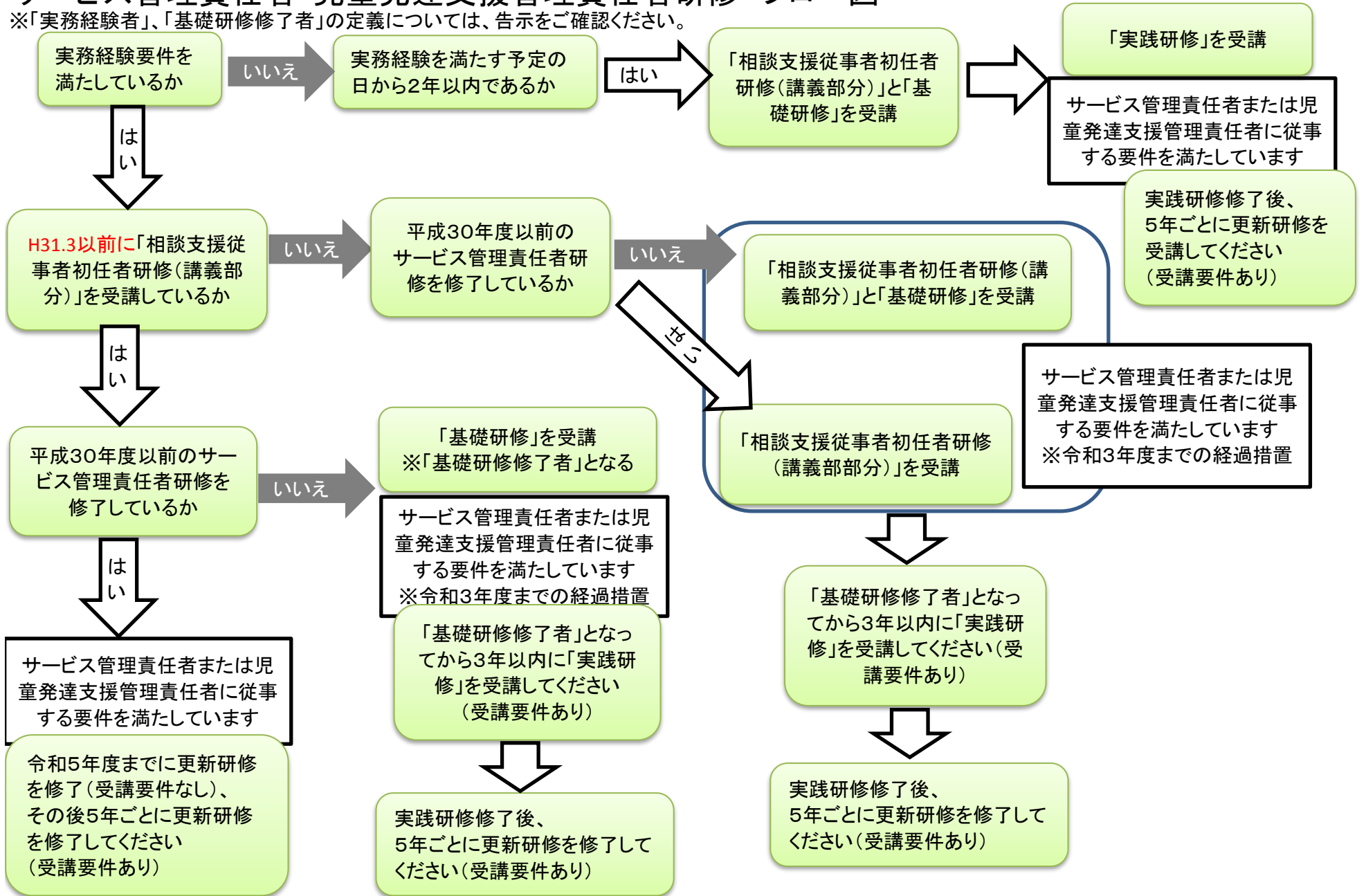
児童発達支援管理責任者 配置要件(実務経験) フロー図

※「国家資格者」、「有資格者」、「相談支援の業務」、「直接支援の業務」、「老人福祉施設・医療機関等」の定義については、告示をご確認ください。



サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修 フロー図

※「実務経験者」、「基礎研修修了者」の定義については、告示をご確認ください。



- [ホーム](#)
- [目的で探す](#)
- [分類で探す](#)
- [組織で探す](#)
- [地方機関で探す](#)
- [カレンダーで探す](#)
- [地域で探す](#)



[ホーム](#) > [分類で探す](#) > [福祉・保健](#) > [障がい者](#) > [お知らせ\(事業者用\)](#) > [通知文](#) > 障害福祉サービス事業者等における業務管理体制の整備

 [このページを印刷する](#)

 メニュー

- ▶ [通知文](#)
- ▶ [各種調査](#)
- ▶ [個別事業](#)
- ▶ [指定障害福祉サービス事業所等の指定](#)
- ▶ [介護職員等によるたんの吸引等の制度化について](#)
- ▶ [強度行動障害支援者ヘルプデスクについて](#)
- ▶ [地域活動支援センターの開始・廃止等に係る県への届出](#)
- ▶ [熊本地震災害関係](#)

障害福祉サービス事業者等における業務管理体制の整備

B! 0  いいね! 0  Tweet

2020年6月30日更新

このことについて、平成24年4月から指定障害福祉サービス事業者等は、法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務づけられました。まだ届出を行っていない事業者におかれましては、以下の資料を参照のうえ、速やかに届出を行っていただきますようお願いいたします。

- [事務連絡\[PDFファイル/9KB\]](#)
- [障害福祉サービス・障害児施設等の事業者のみなさまへ\(リーフレット\)\[PDFファイル/1MB\]](#)
- [障害者\(児\)施設・事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出について\[PDFファイル/647KB\]](#)
- [障害福祉サービス事業者等における業務管理体制の整備に係るQ&Aについて\[PDFファイル/175KB\]](#)
- [\[平成31年2月4日県障害福祉課通知\]中核市への指定障害児通所支援の指定権限等の移譲について\[PDFファイル/120KB\]](#)
- [届出様式\(第1号から4号\)\[Wordファイル/24KB\]](#)

確認検査実施要綱の改正及び一般検査

- [\[通知\]長崎県障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱の改正について\[PDFファイル/110KB\]](#)
- [別添「法令遵守責任者の役割及び業務内容」チェック項目\[PDFファイル/116KB\]](#)
- [別添「法令遵守責任者の役割及び業務内容」チェック項目\[Wordファイル/18KB\]](#)
- [長崎県障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱\[PDFファイル/123KB\]](#)
- [別紙1・別紙2\[PDFファイル/141KB\]](#)
- [新旧対照表\(長崎県障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱\)\[PDFファイル/189KB\]](#)

2 障福第 2 3 1 号
令和 2 年 6 月 1 日

長崎県指定障害福祉関係運営法人代表者 様

長崎県障害福祉課長
(公印省略)

長崎県障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱の改正について

日頃より、本県の障害福祉施策の推進にご協力いただき感謝申し上げます。

このことについて、指定障害福祉サービス事業者等において、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制の整備を目的として、業務管理体制の整備が求められていますが、このたび長崎県障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱を改正しましたので、お知らせします。

なお、改正に伴い、一般検査の手法については、本通知をもって下記のとおりといたしますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

- 1.業務管理体制確認検査実施要綱第 2 条（1）一般検査の実施通知については、監査指導課の現地指導通知をもって代えます。
- 2.業務管理体制確認検査実施要綱に規定する一般検査については、監査指導課における事業所の現地指導の際に、下記確認資料（(※) 参照。②は原本）を確認するとともに、事業者は、現地指導後に速やかに障害福祉課へ確認資料を提出することとする。
- 3.障害福祉課において、提出された確認資料の内容を検査する。
- 4.内容に改善を要するものがあれば、障害福祉課において改善を指導する。

(※)確認資料

- ①「法令遵守責任者の役割及び業務内容」を示した書面

なお、①は別添「法令遵守責任者の役割及び業務内容チェック項目」の内容を含めたものとする。

- ②現地指導実施日前から直近 1 年以内において、「法令遵守責任者の役割及び業務内容」について、理事会等または事業所の職員会議等において報告、評価・改善等を実施していることがわかる会議録等

なお、業務管理体制の整備については、下記ホームページをご確認ください。

長崎県ホームページ 検索例「長崎県 障害 業務管理体制」で検索

<https://www.pref.nagasaki.jp/object/kenkaranooshirase/oshirase/88218.html>

「法令遵守責任者の役割及び業務内容」チェック項目

以下の内容が含まれていること（法人の実情に合わせて文言等は適宜修正可）。

- ① 事業者（法人）で1人以上、(役職名等)を法令遵守責任者として選任し、県に届け出ること。
- ② 法令遵守についての方針(※)や、「法令遵守責任者の役割及び業務内容」を適切な過程を経て定め、職員に周知すること。

なお、事業所数の数が20以上の事業者においては「法令遵守規程」を同様に定め、職員に周知する必要があること。

※法令遵守についての方針の例

ア 法令遵守責任者は、法令等遵守の徹底が障害福祉サービス事業者の信頼の維持、業務の健全性及び適正性の確保のために必要不可欠であることを十分に認識すること。

イ 法令遵守責任者は、担当する業務に関し留意すべき法令上のリスクを認識し、事業の適法な運営に万全を期すこと。

ウ 法令遵守責任者は、指定事業所等の業務に適用される法令等の内容を理解するだけでなく、法令等遵守の状況のモニタリング・法令等遵守の徹底等の方法を十分に理解し、この理解に基づき指定事業所等の法令等遵守の状況を的確に認識した、適正な法令等遵守体制の整備・確立すること。

- ③ 各事業所（施設）に、毎日従業者の人員を確認させ、人員を確保すること。
- ④ 各事業所（施設）の人員が不足したとき又は不足するおそれのあるときは、人員を確保すること。
- ⑤ 定員の遵守（定員遵守が求められているサービス）については、各事業所（施設）に、毎日利用者数を確認させ、定員を超えないように管理すること。
- ⑥ 各事業所(施設)の設備基準の遵守について、常に管理していること。
- ⑦ 障害者虐待防止及び身体拘束抑制について、従業者に周知し、研修等を行っていること。
- ⑧ 事故の発生防止について、従業者に周知し、研修等を行っているとともに、事故が発生した場合、発生するおそれがあったときは、情報を集約し、再発防止策を徹底すること。
- ⑨ その他の運営基準（利用者への説明、計画の作成、記録の作成等）について、運営基準を従業者に周知すること。
- ⑩ 各事業所（施設）の毎月の障害福祉サービス等報酬請求前に、請求が法令の要件を満たしていることを、確認させる等をして、適正な障害福祉サービス等報酬請求を行うように措置すること。
- ⑪ 労働基準法、労働安全衛生法、健康保険法、建築基準法等の他法令の法令遵守について従業者に周知すること。
- ⑫ 法事業所（施設）数20以上の法人については、法令遵守規程を作成し、各事業所・施設に周知すること。
- ⑬ 事業所（施設）数100以上の法人については、業務執行の状況の監査を定期的実施すること。

- ホーム
- 目的で探す
- 分類で探す
- 組織で探す
- 地方機関で探す
- カレンダーで探す
- 地域で探す

[ホーム](#) > [分類で探す](#) > [福祉・保健](#) > [障がい者](#) > [お知らせ\(事業者用\)](#) > [通知文](#) >

新型コロナウイルス感染症対策に伴う障害福祉サービス施設・事業所等への支援

[このページを印刷する](#)

- メニュー
- 通知文
 - 各種調査
 - 個別事業
 - 指定障害福祉サービス事業所等の指定
 - 介護職員等によるたんの吸引等の制度化について
 - 強度行動障害支援者ヘルプデスクについて
 - 地域活動支援センターの開始・廃止等に係る県への届出
 - 熊本地震災害関係

新型コロナウイルス感染症対策に伴う障害福祉サービス施設・事業所等への支援

B! 0 いいね! 45 Tweet

2020年9月3日更新

障害福祉サービス施設・事業所等のみなさまを対象に、下記の事業を実施いたします。

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害福祉サービス等分)」のご案内

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害福祉サービス等分)」は、下記の4つの事業があります。

1. 感染症対策徹底支援事業
2. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業
3. 在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業
4. 障害福祉サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

申請についてのご案内は下記「[申請のご案内](#)」をご覧ください。

[申請のご案内](#) [PDFファイル/1MB]

※申請は「1」と「4」を分けて申請する等、各事業ごとの申請が可能です。

※申請はいずれの事業も令和2年7月21日から令和3年2月末日までにご申請ください。

お問い合わせ先

次のいずれかによりお問い合わせください。

1. 長崎県慰労金・支援金コールセンターへお問い合わせください。

<長崎県支援金・慰労金コールセンター>
電話番号 095-894-3190(直通)
受付時間 9時から17時まで(土日祝日、年末年始を除く)

※「障害分」のお問い合わせとお申し付けください。

【資料 5】

届出、申請等に係る留意事項

障害福祉課

届出、申請等に係る留意事項について

長崎県障害福祉課

1. 指定の有効期間について

○指定障害福祉サービス事業所等は、6年ごとに更新を行わなければなりません。更新を行わない場合は、指定有効期間の経過によって指定の効力を失うこととなりますので、くれぐれも指定有効期間にはご留意ください。（期限満了等のお知らせはいたしません。）

○指定更新書類の提出期限は、指定の有効期間が満了する日の前月末までに指定更新書類を提出してください。

※例えば、令和2（2020）年4月1日に指定を受けた事業所は、令和8（2026）年3月31日が有効期間満了日となりますので、令和8（2026）年2月28日が提出期限となります。

2. 変更届について

○指定障害福祉サービス事業所等は、指定内容に変更があった場合は、その変更に係る事項について、変更があった日から10日以内に届出が必要です。

◆必要な提出書類（「申請書ダウンロードサービス」からダウンロードできません。）

○変更届（第2号様式（第2条関係））・・・別添1

- ・指定障害福祉サービス事業者指定内容変更届出書（者）
- ・指定障害者支援施設指定内容変更届出書（者）
- ・指定障害児通所支援事業所内容変更届出書（児）
- ・指定障害児入所支援事業所内容変更届出書（児）

○該当する変更内容に必要な書類

※共同生活援助における住居追加・廃止・定員増・定員減・類型変更については、前月の15日までの届出とします。必要な書類は「申請書ダウンロードサービス」でご確認ください。

3. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出について

①新たに加算を算定または加算の単位数が増える場合

毎月15日までに届出があった（適正な書類として受理した）場合には翌月から、16日以降に届出があった（適正な書類として受理した）場合には翌々月から算定できます。

②加算の要件を満たさなくなった場合

加算の要件を満たさなくなった場合は、速やかにその旨の届出が必要です。
なお、この場合は、加算の要件を満たさなくなった事実が発生した日から加算の算定を行うことができません。

◆必要な提出書類（「申請書ダウンロードサービス」からダウンロードできません。）

○介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（様式第5号）・・・別添2

・障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出書（児の場合）

○介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

・障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表（児の場合）

○該当する加算の算定に必要な届出書

※福祉・介護処遇改善加算（特定加算を含む）については、様式が別になりますので、「申請書ダウンロードサービス」でご確認ください。

4. 変更指定申請について

下記事項を変更する場合は、事前協議及び変更申請が必要です。この場合のスケジュールは新規申請と同様です。

○サービス等の種類：生活介護、就労継続支援A型・B型、障害者入所支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所支援

○変更する事項：**利用定員の増加**

◆必要な提出書類（「申請書ダウンロードサービス」からダウンロードできません。）

○指定変更申請書（様式第1－2号）・・・別添3

・指定障害福祉サービス事業所指定変更申請書（者）

・指定障害者支援施設指定変更申請書（者）

・障害児通所支援指定変更申請書（児）

・障害児入所支援指定変更申請書（児）

○定員増加に伴い、変更となる書類（運営規程、従業員の勤務形態一覧表等）

5. メールアドレスの登録について（全法人）

○障害福祉課関係の指定を始めて受けられる法人につきましては、障害福祉課自立就労支援班からの各種情報提供を受けるために、メールアドレスの事前登録が必要になります。（既に登録済みの法人につきましては、登録は不要です）

○登録又は変更に関する書式は、県庁トップページ→申請書ダウンロードサービス→福祉保健部→障害福祉課へ掲載しております。

※登録を行わなかった場合、障害福祉課自立就労支援班からの各種情報（加算関係通知を始め障害福祉サービスや障害児関係全般に関する情報提供）を受け取ることができません。）

6. 自然災害に関する避難計画の策定について（入所支援・共同生活援助のみ）

○通常作成していただいている「消防計画」とは別に、風水害等の避難指示が出された場合の行動方針を整理した「避難に関する計画」を策定する必要があります。具体的な雛形は、県庁トップページ→組織で検索→福祉保健課→災害時要援護者支援→「社会福祉施設におけるモデル避難計画【自然災害対策編】」へ掲載しておりますので、加筆・修正し策定のうえ、県障害福祉課自立就労支援班へ提出してください。

※なお、雛形とは別に独自の様式等にて避難計画を策定していただいても差し支えありません。

7. 業務管理体制の整備に関する届出について

○指定障害福祉サービス事業者等は、法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務づけられています。

長崎県 HP 検索キーワード：「長崎県 障害 業務管理体制」

※リーフレットや届出様式を掲載しておりますのでご覧ください。

指定障害福祉サービス事業者
 指定障害者支援施設
 指定一般相談支援事業者
 指定特定相談支援事業者
 指定内容変更届出書

年 月 日

届出者 主たる事務所の所在地
 名称
 代表者の氏名

印

次のとおり指定を受けた内容に変更があったので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第46条第1項 第46条第3項 第51条の25第1項 第51条の25第3項の規定により届け出ます。

指定内容を変更した事業所(施設)		事業所番号
		名称
		所在地
		サービスの種類
変更があった事項	変更の内容	
1 事業所(施設)の名称	(変更前)	
2 事業所(施設)の所在地(設置の場所)		
3 申請者(設置者)の名称		
4 主たる事務所の所在地		
5 代表者の氏名, 生年月日, 住所又は職名		
6 ※定款等若しくはその登記事項証明書又は条例等 (当該指定に係る事業に関するものに限る。) 「※定款等」は就労継続支援A型事業所のみ		
7 提供する障害福祉サービスの種類		
8 第三者に委託することにより提供する障害福祉サービスの種類又は第三者の事業所の名称若しくは所在地		
9 事業所(施設)の平面図又は設備の概要		
10 事業所(施設)の管理者の氏名, 生年月日, 住所又は経歴		
11 事業所のサービス提供責任者の氏名, 生年月日, 住所又は経歴		
12 事業所(施設)のサービス管理責任者の氏名, 生年月日, 住所又は経歴	(変更後)	
13 事業所の相談支援専門員の氏名, 生年月日, 住所又は経歴		
14 主たる対象者		
15 運営規程		
16 事業所の種別(併設型・空床型の別)		
17 併設型における利用者の推定数又は空床型における当該施設の入所定員		
18 協力医療機関の名称若しくは診療科名又は当該協力医療機関との契約の内容		
19 他の障害福祉サービス事業者等との連携体制又は支援体制の概要		
20 連携する公共職業安定所等の名称		
変更年月日	年月日	

- 注 1 該当する事項の番号を「○」で囲むこと。
 2 変更の内容が確認できる書類その他知事が別に定める書類を添付すること。
 なお、当該変更が利用者の定員の増加に伴うものである場合は、従業員の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を併せて添付すること。
 3 変更の日から10日以内に届け出ること。

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

別添2

年 月 日

長崎県知事 様

(ここに事業所番号の記載をお願いします)

所在地

届出者 事業者名

代表者名

印

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

届出者	フリガナ 名称				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)		県	郡・市
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	法人の種類別			法人所轄庁	
	代表者の職・氏名	職名		氏名	
	代表者の住所	(郵便番号 -)		県	郡・市
事業所・施設の状況	主たる事業所の名称				
	主たる事業所・施設の所在地	(郵便番号 -)		県	郡・市
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	管理者の氏名	職名		氏名	
	管理者の住所	(郵便番号 -)		県	郡・市
本届出書の問合せ先		担当者氏名		問合せ先電話番号	

同一所在地において行う事業等の種類		実施事業	指定年月日	異動等の区分	異動年月日	異動項目 (※変更の場合)
届出を行う事業所・施設の種類の種類	介護給付	居宅介護		1 新規 2 変更 3 終了		
		重度訪問介護		1 新規 2 変更 3 終了		
		同行援護		1 新規 2 変更 3 終了		
		行動援護		1 新規 2 変更 3 終了		
		療養介護		1 新規 2 変更 3 終了		
		生活介護		1 新規 2 変更 3 終了		
		短期入所		1 新規 2 変更 3 終了		
		重度障害者等包括支援		1 新規 2 変更 3 終了		
		施設入所支援		1 新規 2 変更 3 終了		
	訓練等給付	自立訓練		1 新規 2 変更 3 終了		
		就労移行支援		1 新規 2 変更 3 終了		
		就労継続支援A型		1 新規 2 変更 3 終了		
		就労継続支援B型		1 新規 2 変更 3 終了		
		就労定着支援		1 新規 2 変更 3 終了		
		自立生活援助		1 新規 2 変更 3 終了		
		共同生活援助		1 新規 2 変更 3 終了		
	地域相談支援	地域移行支援		1 新規 2 変更 3 終了		
		地域定着支援		1 新規 2 変更 3 終了		
特記事項	変更前			変更後		
関係書類		別紙のとおり				

(備考)

- 「法人の種類欄」は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を記入してください。
- 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
- 「異動等の区分」欄は、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「○」を記入してください。
- 「特記事項」欄は、異動の状況について具体的に記載してください。

受付番号

特定障害福祉サービス事業所
指定障害者支援施設 指定変更申請書

別添 3

平成 年 月 日

長崎県知事 様

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者氏名

印

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定障害福祉サービス事業所(指定生活介護事業所・就労継続支援A型・B型事業所)・指定障害者支援施設に係る指定の変更を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

		事業所(施設)所在地市町村番号					
申請者 (設置者)	フリガナ 名称						
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー) 県 郡・市					
	法人である場合その種別	法人所轄庁					
	連絡先 電話番号	FAX番号					
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ 氏名				
	代表者の住所	(郵便番号 ー) 県 郡・市					
指定変更を受けようとする事業所・施設の種類の種類	フリガナ 名称						
	事業所(施設)の所在地	(郵便番号 ー) 県 郡・市					
	指定変更を受けようとする事業所番号		指定変更を受けようとするサービス種類		変更予定年月日		
	変更の内容	変更前		変更後			
	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定申請をする事業等の事業開始予定年月日	様式	実施事業	他の法律において既に指定を受けている事業等の指定年月日	備考
	サ ー 特 定 障 害 福 祉 事 業 所						
	施 指 定 障 害 者 支 援						
	〇〇事業所番号	同一の法律において既に指定を受けている場合					
	(備考)						

- 「受付番号」「事業所(施設)所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
- 「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」、「特定非営利活動法人」等の別を記載してください。
- 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業の種類を記載し、該当する欄には「〇」を記載してください。
- 「〇〇事業所番号」欄には、申請を行う都道府県等において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

(別紙2)

運営規程と同数

当該年度の前年度の利用者の述べ数を開所月数で除した数。小数点第2位以下を切り上げる(新規申請の場合は、暫定的に定員の9割で算出)

「前年度の平均実利用者数」を「人員配置区分」(6:1、3:1等)で割った数

<注> 網掛けのセルには自動計算式が入っている。

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (年 月分)

人員配置に係る加算がある場合に記載

サービス種類		生活介護		事業所・施設名		福祉のさと																											
定員	30	前年度の平均実利用者数		27.5		基準上の必要職員数		4.6																									
人員配置区分		生活介護 (X) - 6:1		該当する体制等		常勤看護職員等配置		I																									
職種	勤務形態	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日			
生活支援員	常勤・専従	A	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160	40.0	1.0
生活支援員	常勤・専従	B	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160	40.0	1.0
生活支援員	常勤・専従	C	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160	40.0	1.0
看護職員	常勤・専従	D	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160	40.0	1.0
生活支援員	非常勤・兼務	E	4	4	4		4			4	4	4		4			4	4	4		4			4	4	4		4			64	16.0	0.4
生活支援員	非常勤・専従	F	4		4		4			4		4		4			4		4		4			4		4		4			48	12.0	0.3
																														0	0.0	0.0	
																														0	0.0	0.0	
																														0	0.0	0.0	
																														0	0.0	0.0	
合計			40	36	40	32	40	0	0	40	36	40	32	40	0	0	40	36	40	32	40	0	0	40	36	40	32	40	0	0	752	188.0	4.7
1週間に当該事業所・施設における常勤職員の勤務すべき時間数																40																	
サービス提供時間			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			160		

管理者とサービス管理責任者の記載は不要記載した場合は、常勤換算後の人員の欄は空欄

小数点以下第2位を切り捨てた数

就業規則等で規定された時間32時間を下回る場合は、32時間とする

人員基準上の職種を記載

注1 本表はサービスの種類ごとに作成してください。

注2 *欄は、当該月の曜日を記入してください。

注3 「人員配置区分」欄は、報酬算定上の区分を記載し、「該当する体制等」欄は、(別紙1)「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる体制加算等の内容を記載してください(この際、(別紙1)「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」の記載内容と同様に記載してください。)

注4 「職種」欄は、直接サービス提供職員に係る職種を記載し、「勤務形態」欄は、①常勤・専従、②常勤・兼務、③非常勤・専従、④非常勤・兼務のいずれかを記載するとともに、加算等に係る職員の加配を区分した上、それぞれ1日あたりの勤務時間を記載してください。

注5 算出に当たっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。

注6 当該事業所・施設に係る組織体制図を添付してください。

注7 各事業所・施設において使用している勤務割表等(変更の届出の場合は変更後の予定勤務割表等)により、届出の対象となる従業者の職種、勤務形態、氏名、当該業務の勤務時間及び看護職員と介護職員の配置状況(関係する場合)が確認できる場合はその書類をもって添付書類として差し支えありません。

※共同生活援助については、4週の合計時間が基準を上回っているか確認のこと

(参考様式5)

従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (令和X年 Y月分)

支援の種類(放課後等デイサービス)
 事業所名(放課後等デイサービス きにゅうれい)

	職 種	勤務形態	氏 名	第 1 週							第 2 週							第 3 週							第 4 週							4 週 の 計	週 平 均 勤 務 時 間
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		
事業所のサービス提供時間				a	a	a	a	a	c	c	a	a	a	a	a	c	c	a	a	a	a	a	c	c	a	a	a	a	a	c	c		
管理者・児童発達支援管理責任者	B		長崎 太郎	①	①	①	①	①			①	①	①	①	①			①	①	①	①	①			①	①	①	①	①			160	40
児童指導員	A		佐賀 次郎	①	①	①	①	①			①	①	①	①	①			①	①	①	①	①			①	①	①	①	①			160	40
保育士	A		福岡 三太郎	①	①	①	①	①			①	①	①	①	①			①	①	①	①	①			①	①	①	①	①			160	40
障害福祉サービス経験者	C		熊本 四郎	②	②	④	②	②			②	②	④	②	②			②	②	④	②	②			②	②	④	②	②			80	20

備考3より勤務形態の区分を記載してください。

事業所職員の「勤務時間」を備考2に記載し、勤務日には記号を記載してください。

「サービス提供時間」を備考2に記載し、該当する記号を各日に記載してください。

各職員の勤務時間の合計を記載してください。

勤務時間の合計を4週で除した平均の勤務時間を記載してください。

備考1 * 欄には、当該月の曜日を記載してください。

2 申請する事業に係る従業員全員（管理者を含む。）について、4週間分の勤務すべき時間数を記載してください。勤務時間ごとあるいはサービス提供時間単位ごとに区分して番号を付し、その番号を記載してください。

(勤務時間 ①9:00~18:00(8H)、②13:00~18:00(5H)、③8:30~17:30(8H)、④休日)
 (サービス提供時間 a13:00~18:00、b9:00~17:00、c休日)

※複数単位実施の場合、その全てを記載してください。

3 職種ごとに下記の勤務形態の区分の順にまとめて記載し、「週平均の勤務時間」については、職種ごとのAの小計と、B~Dまでを加えた数の小計の行を挿入してください。

勤務形態の区分 A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:常勤以外で専従 D:常勤以外で兼務

4 当該事業所・施設に係る組織体制図を添付してください。

5 施設において使用している勤務割表等により、職種、勤務形態、氏名及び当該業務の勤務時間が確認できる場合は、その書類をもって添付書類として差し支えありません。

時間の区分については、実態に合わせて、適宜修正してください

【資料 6】

個別指導結果からみた留意点

監査指導課

障害福祉サービス等における指導内容【全般】

NO.	項目等	指摘・指導内容	事業種別
1	勤務表	勤務体制の確保について、月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職種、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス管理責任者である旨等を明確にすること。また、兼務している場合等は、それぞれに従事する勤務時間を明確にすること。毎月人員配置基準を満たしているか確認を行うこと。	施設入所支援、生活介護、短期入所
2	勤務表	月ごとの勤務表について、介護保険の訪問介護事業や居宅介護事業以外の個人負担のサービスに係る勤務時間を含めているので、個人負担のサービス分については外して作成すること。	居宅介護等
3	人員基準	従業者の員数について、常勤換算方法で2.5人に達していないので、人員基準を満たすよう配置すること。また、従業者の勤務表においては、洩れなく月ごとに作成しておくこと。	居宅介護等
4	人員基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第78条第1項第二号ロの規定により、看護職員は1名以上配置することとされているが、現在に至るまで配置されていない。ついては、人員欠如に該当するため、〇年〇月までにつき所定単位数の70%を、〇年〇月より人員欠如が解消されるに至った月まで所定単位数の50%を、それぞれ算定するよう関係市町と協議を行い過誤調整すること。	施設入所支援、生活介護
5	業務委託	世話人及び生活支援員を外部の者に業務委託しているが、世話人兼生活支援員の業務委託契約書の業務委託内容が世話人の業務委託内容と同じであるので、生活支援員の業務委託内容も規定すること。	介護サービス包括型共同生活援助
6	業務委託	生活支援員の業務を外部に委託しているが、生活支援員業務委託書において、「入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在」について、明らかにしておくこと。	共同生活援助
7	資格要件	同行援護の指定を受けているが、同行援護事業におけるサービス提供責任者及び従業者の資格要件を満たしていない。	居宅介護等
8	宿直	宿直業務については、所轄の労働基準監督署に継続的な宿直勤務の許可を受けること。	共同生活援助
9	労働条件通知書	職員の労働条件通知書について、勤務時間数や賃金等が記載されていないので、記載すること。なお、同通知書の作成方法については、労働基準監督署等に相談すること。	居宅介護等
10	雇用契約	労働条件通知書及び雇用契約書について、時給の変更等、契約内容に変更があった場合は、速やかに契約を再度締結すること。	居宅介護等
11	サービス提供責任者	サービス提供責任者の1名が産休でいないためサービス提供責任者の人員基準を満たしていないので、新たに選任する等必要な人員を確保すること。	居宅介護等
12	契約書	秘密保持に関し、従業者から徴している秘密保持に関する誓約書の徴収漏れが認められたので、全従業者から漏れなく徴収しておくこと。	共同生活援助
13	利用契約書	利用契約書(居宅介護)の契約期間について、終期年月日が記載されていないので、記載すること。	居宅介護等
14	利用契約書	利用契約書、重要事項説明書中、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改めること。	居宅介護、重度訪問介護

15	契約支給量の報告等	サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他必要な事項を市町に対し報告しているが、契約を終了した際、市町に対し報告がなされていないので、遅滞なく報告すること。	居宅介護等
16	個人情報の使用に係る同意書	個人情報の他機関への提供にかかる同意書について、世話人〇〇が必要があるときに提供する場合としているが、特定の職員のみならず、事業所が提供する場合とするとともに、使用する目的や条件、内容等を明記すること。また、情報提供については利用者のみならず、その家族の情報についても記載すること。	共同生活援助
17	個人情報の使用に係る同意書	個人情報の他機関への提供に係る同意について、介護保険の様式を使用しており、情報提供の内容等が異なるので、障害福祉サービスの様式を作成し、同意を得ること。	短期入所
18	個人情報の使用に係る同意書	利用者及びその家族の個人情報使用同意に関し、重要事項の説明に対する文書同意に一体的に含めているため、サービスを利用するためには個人情報使用同意が条件となってしまう。個人情報使用同意の意思確認は、必ず重要事項の説明に対する文書同意とは別に文書で得ること	介護サービス包括型共同生活援助
19	受給者証	受給者証に居宅介護等の内容、契約支給量、その他必要な事項を記載した際は、当該受給者証の写しを全ページ保管しておくこと。	居宅介護、重度訪問介護
20	受給者証	受給者証に入退所の年月日等を記載しているとのことであるが、写しをとって保管していないので、今後は写しを保管すること。	短期入所
21	受給者証	〇〇利用者の家事援助に係る支給量が、平成30年〇月〇日から、12時間30分から7時間30分に変更になっているのに、受給者証の契約支給量欄はそのままになっているので、改めること。	居宅介護等
22	サービス提供記録	『サービス実施記録』にサービスを提供したヘルパーの回覧印が押印されているが、記録本文にはサービスを提供したヘルパーの氏名が記載されていないので、今後は記載すること。	居宅介護
23	サービス提供記録	ヘルパー活動記録の記載内容について、下記の例のように記載内容が不十分な事例が散見されたので、改善すること。 (1)深夜の時間帯にサービスを30分間提供したとしているが、サービス提供内容は「夜間見守り」だけであり、「良眠中」と記載されている。実際は室温調整やその他の行為も行ったということなので、提供したサービスは具体的に記入すること。 (2)夕方や朝の30分の間に「DS準備」を行ったと記載されているが、デイサービスから帰った後の洋服や下着等の洗濯、コップの洗浄等を行ったり、デイサービスに出発する前に持って行く衣類の選定やタオル、パッド、コップ等の準備を行ったということなので、その旨具体的に記載すること。	居宅介護、重度訪問介護
24	サービス提供記録	サービス提供の記録(ヘルパー業務日誌)について、「身体介護」と「家事援助」等のサービス提供を連続して行う場合は、サービスの種類ごとに日時、サービスの具体的な内容、所要時間等を別々に記録すること。	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
25	サービス提供記録	サービス提供の記録について、日々の連絡帳には詳細が記載されているが、その後全て保護者に渡しているため、今後は事業所に保管しておくこと。	生活介護・短期入所
26	サービス提供記録	サービス提供記録である『ホームヘルパー活動記録票』は、「身体介護」と「生活援助」(家事援助)の内容を記載する様式となっているが、「同行援護」事業についても同じ様式を使用しているため、同行援護で支援した内容が不十分な記載となっている。このため、同行援護については、行き先や要した時間等を記載するよう様式の一部追加・変更等を行うこと。	居宅介護等
27	サービス提供記録	サービス提供中に行った利用者に対する相談対応についても、サービス提供記録に記載しておくこと。	居宅介護

28	サービス提供記録	サービス提供記録には同行援護とのみ記録し、どこに、何をしに外出したのか具体的記録がない。今後は、外出の目的等を必ず記載すること。	居宅介護等
29	サービス提供記録	短期入所を提供した時は、短期入所の提供日、内容その他必要な事項をサービス提供記録に記載した後、利用者から確認を受けていないので、確認を受けること。	短期入所
30	サービス提供記録	同行援護のほとんどのサービス提供記録が病院での支援内容ばかりであるので、送迎等についても記録すること。	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
31	サービス提供記録	サービス提供記録簿について、サービス提供時間が16:15~21:00とのみ記載があるが、実際は朝も支援を行っているので、今後は支援した時間は全て記録すること。	短期入所
32	サービス提供記録	身体介護のサービス記録に、実際提供した入浴の支援内容をサービス提供記録に記載していないので、今後は漏れないようにすること。	居宅介護等
33	サービス提供記録	H利用者の平成30年1月7日のサービス提供実績記録票において、サービス提供時間が23:30~25:00と記載されているが、本来(計画)の提供時間は23:30~24:30であるのに30分延長した理由が特記事項に記載されていないので、今後計画を変更した場合は変更理由を記載しておくこと。	重度訪問介護
34	サービス提供記録	利用者がサービス提供の実績を確認するサービス提供実績記録票を利用者宅に置いたままにし、事業所内に保管していないケースがあったので、今後は、給付請求の際、当該記録票と突合せて確認し請求すること。	居宅介護等
35	サービス提供記録	身体介護中心型のサービス提供記録に関し、サービス提供内容の一部しか記録されていないので、個別支援計画に基づき実施したサービス全体について漏れなく記録すること。	居宅介護等
36	利用者負担額等	「利用料請求書」の費用名目について、水道料、電気代を日用品費で徴収しているため、光熱水費に訂正すること。	短期入所
37	利用者負担額等	利用者負担金について、収支状況報告が行われていない。少なくとも年に1回は、利用者全員に対し収支状況報告を行い、余剰金の取扱等について説明を行い、利用者への返金または負担額の見直し等を検討すること。	介護サービス包括型共同生活援助
38	利用者負担額等	利用者からの負担金として共益費5,000円を徴収しているが、共益費という表現はあやふやであり認められない。実際は殆どが水道光熱費とのことなので、名目を見直すこと。	共同生活援助
39	利用者負担額等	利用者負担金について運営規程に食材料費として1日1,000円と記載しているが、重要事項説明書では、朝300円、昼300円、夕400円と具体的に記載しているので、運営規程にも具体的な費用を記載すること。同様に、体験利用者の家賃、光熱水費、消耗品費についても、運営規程及び重要事項説明書に具体的な費用を記載すること。	共同生活援助
40	食材料費	食材料費について、3日前に連絡がない場合は徴収するということなので、重要事項にその旨記載し、書面により同意を得ておくこと。	介護サービス包括型共同生活援助
41	食材料費	食材料費の請求書・領収書において、食材料費を1回400円で請求しているが、昼食代(350円)とおやつ代(50円)に分けて記載すること。	生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービス
42	領収証	請求書及び領収証に「食費」が1ヶ月合計額のみ記載されているので、朝食、昼食、夕食に分けて単価と回数を明示すること。	施設入所支援
43	領収証	請求書及び領収証に記載されている「金銭管理料」を重要事項説明書に合わせて「預り金管理料」と改めること。	施設入所支援

44	領収証	請求書及び領収証に記載されている「食費等実費負担額」には「光熱水費」も含まれているので、光熱水費は食費等実費負担額とは別に記載すること。また食費については、短期入所と同じく、朝食、昼食、夕食に分けて記載すること。	施設入所、生活介護、短期入所
45	受領額の通知	法定代理受領した介護給付費の額を利用者に通知していないので、毎月通知すること。	居宅介護等
46	受領額の通知	介護給付費の法定代理受領した額を利用者に通知していないので、毎月通知すること。 なお、このことについては、前回の実地指導時にも指摘し、改善が図られていなかったのか、顛末書を提出すること。	居宅介護等
47	受領額の通知	法定代理受領による介護給付費の額の通知(給付費等受領のお知らせ)について、受領日が月末となっているので、今後は、実際の入金日に改めること。	居宅介護等
48	アセスメント	アセスメントに関し、介護保険利用者用のアセスメント票を利用しているが、利用者の障害の種類や程度等の記載がない等心身の状況の把握が不十分であるので、様式の見直しを検討し、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療福祉サービスの利用状況等の把握に努め、記録すること。	居宅介護等
49	アセスメント	利用者のアセスメントは最新の分しか保管していないので、過去の分も保管しておくこと。	共同生活援助
50	サービス等利用計画	サービス等利用計画では外出時に2人介助を行うとなっているが、利用者の希望で夕食時にも2人介助を行っているため、セルフプランであるサービス等利用計画の見直しを働きかけること。	居宅介護等
51	サービス等利用計画	サービス等利用計画を入手していない場合があるので、相談支援事業所から入手するとともに、同計画を踏まえて個別支援計画を策定すること。	共同生活援助
52	サービス等利用計画	相談支援事業所が作成しているサービス等利用計画は、個別支援計画を作成する際の元となるものなので、最新のものを入手しておくこと。	共同生活援助
53	サービス等利用計画	送迎費として1回(片道)あたり50円を全員から徴収しているが、送迎加算も請求しているため重複して徴収しないこと。 なお、既に徴収した送迎費は利用者に返還すること。	生活介護・短期入所
54	フェイスシート等	『申請者の現状(基本情報)』が相談支援事業所によって作成されているが、事業所独自のフェイスシートが作成されていないので、作成すること。	居宅介護、重度訪問介護
55	フェイスシート等	フェイスシートに過去の経歴、医療機関・福祉施設の利用状況、障害の経緯等が記載されていないケースがあったので、できる範囲で把握し、職員間で情報の共有を行い、適切な支援に繋げること。	共同生活援助
56	フェイスシート等	フェイスシート及びアセスメントは、大きな変更があった時の他、定期的に見直しをおこなうこと。	共同生活援助
57	居宅介護計画	1. 居宅介護計画の作成等に関し、以下のとおり改めること。 (1)アセスメントに際しては、利用者のADL(日常生活基本動作)だけでなくIADL(家事や買物等日常生活能力)についても実施し記録すること。 (2)居宅介護計画の作成(変更)に当たり開催した支援会議の要点を記録に残すこと。	居宅介護等
58	居宅介護計画	居宅介護計画の作成について、利用者のサービス利用日、時間帯が変更になったにも関わらず、計画の見直しがされていない。サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うこと。	居宅介護等

59	居宅介護計画	居宅介護計画の作成について、二人介護入浴から訪問看護とヘルパー2人の三人体制に変更されているにもかかわらず、計画の変更がなされていないので、必要に応じて個別支援計画の変更を作成し、利用者の同意を得たうえで、サービス提供を開始すること。	居宅介護、重度訪問介護
60	居宅介護計画	居宅介護計画の作成に関し、アセスメントの記録がなく計画の妥当性の根拠が不明な事例が認められた。利用者の心身の状況等の把握に努め、アセスメントの結果は記録し、日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて居宅介護計画を作成すること。	居宅介護
61	居宅介護計画	居宅介護計画書について、1回のサービスで身体介護と家事援助が混在するサービス形態の計画をたてていたが、身体介護と家事援助を連続したサービスを計画する場合は、1サービスごとにサービス提供日時、サービスの具体的内容、所要時間等を明確に区分する計画書とすること。	居宅介護等
62	共同生活援助計画	共同生活援助計画書原案について、職員会議等を開催し意見を聴取しその会議録を作成・保管すること。また、利用者への確認・交付は、利用開始日前に行うこと。	共同生活援助
63	共同生活援助計画	新規利用者のサービスの提供開始までに共同生活援助計画の作成・同意がなされていない事例が認められた。障害福祉サービスは共同生活援助計画に基づきサービスを提供するものであるため、必ずサービス提供を開始する前に作成し利用者の同意を得ておくこと。	介護サービス包括型共同生活援助
64	個別支援計画	1つの個別支援計画に就労継続支援B型と共同生活援助の2つの事業が混在しているため、事業ごとに分けて作成すること。	共同生活援助
65	個別支援計画	個別支援計画を平成〇年〇月〇日付けで作成しているが、支援計画会議はその後に開催している。今後はサービス管理責任者が計画の原案を作成し、支援計画会議を開催して意見を求めたうえで、正式な計画とすること。	共同生活援助
66	個別支援計画	個別支援計画について、モニタリングを行い、本来少なくとも3ヶ月に1回以上個別支援計画の見直しを行うべきところを6ヶ月ごとに行っていたため、今後は少なくとも3ヶ月に1回以上行うこと。また、モニタリングを行った日付がわかるようにしておくこと。	自立生活援助
67	個別支援計画	個別支援計画の評価に当たって、職員間でモニタリング会議を開催したとしているが、会議録を残していないので、今後は残しておくこと。	自立生活援助
68	個別支援計画	個別支援会議について、参加した職員の記録が残されていないので、今後は記録を残すこと。	生活介護
69	個別支援計画	個別支援計画で定めたサービス提供時間が利用者の都合により変更した場合は、変更した理由等を記録し、サービス提供責任者は、内容を確認すること。	居宅介護等
70	個別支援計画	個別支援計画について、「上記サービス計画について説明を受け、内容に同意しました」を「上記サービス計画について説明を受け、内容に同意し、交付を受けました」に改めること。	居宅介護等
71	個別支援計画	個別支援計画について、サービス管理責任者が作成していることが分かるように対応すること。	介護サービス包括型共同生活援助
72	個別支援計画	個別支援計画について、作成日、交付日、作成者が分かるように対応すること。	施設入所支援、生活介護
73	個別支援計画	個別支援計画に係るモニタリングを実施しているが、利用者から聞き取りをするのみで記録していないので、今後は計画の達成度等を評価・記録すること。	共同生活援助
74	個別支援計画	個別支援計画に係る会議録について、サービスの提供にあたる担当者を招集し、個別支援計画の原案について意見を求め、検討内容がわかる様に、会議の記録を残しておくこと。	施設入所、生活介護

75	個別支援計画	個別支援計画の原案を作成し、原案を元に支援会議を開催して個別支援計画の見直し等を行っているが、個別支援計画の原案を保管しておらず、また、支援会議で個別支援計画の修正をしたのか、継続することとしたのかわからないケースがあったので、今後は個別支援計画の原案の保管及び支援会議記録の充実を図ること。	共同生活援助
76	個別支援計画	個別支援計画の作成に係る会議(利用者に対するサービスの提供に当たる担当者等招集して行う会議をいう。)が開催されていないため、サービス管理責任者は、当該会議を開催し、個別支援計画の原案の内容について意見を求めること。また、どのような意見があったか記録に残しておくこと	介護サービス包括型共同生活援助
77	個別支援計画	個別支援計画の作成に当たって、サービス管理責任者が計画の原案を作成していないので、今後はアセスメント又はモニタリングを踏まえて個別支援計画の原案を作成するとともに、サービス提供を担当する担当者等による会議を開催し、原案の内容について意見を求め、その内容を会議録としてメモしておくこと。	共同生活援助
78	個別支援計画	個別支援計画の作成等に関し、以下のとおり改めること。 (1) フェイスシートは最新の内容に整備すること。 (2) アセスメントに当たっては、利用者及びその家族の生活に対する意向を把握しアセスメント表に記録すること。	共同生活援助
79	個別支援計画	個別支援計画の作成等に関し、新たにサービスを開始する利用者については、利用者をしばらく観察したのち個別支援計画を作成するとの誤った認識であったため、サービス開始時に個別支援計画が作成・交付されていない。障害福祉サービスは個別支援計画に基づく支援を実施するものであり、必ずサービスを開始する前に作成・交付すること	介護サービス包括型共同生活援助
80	個別支援計画	個別支援計画の実施状況の把握(モニタリング)に際しては、貴事業所で定める評価基準に基づく評価を実施し記録すること。	居宅介護等
81	個別支援計画	個別支援計画の達成時期が記載されておらず、支援目標も変化がない事例があったので、利用者や家族とも相談し、達成時期を明示できる支援目標とすること。	共同生活援助
82	個別支援計画	個別支援計画の長期目標を一律記載しているため、個々の障害の特性を踏まえた計画とすること。	介護サービス包括型共同生活援助
83	個別支援計画	個別支援計画は、到達目標や支援内容、所要時間、日程等について具体的に記載すること。(同行援護)	居宅介護等
84	個別支援計画	個別支援計画を作成する際に、相談支援事業所が作成したサービス等利用計画を入手せずに作成しているため、入手してサービス等利用計画と整合性を図りながら作成すること。	居宅介護等
85	個別支援計画	個別支援計画を就労継続支援B型のサービス管理責任者と共同生活援助のサービス管理責任者が連名で作成しているため、共同生活援助のサービス管理責任者が単独で作成すること。	共同生活援助
86	個別支援計画	個別支援計画作成後、本人の意向や環境が変化していないか、本人の満足度はどうか、段階ごとの到達目標の達成度はどうか等、計画の実施状況についてモニタリングが行われていない。計画変更の必要がないかどうかを判断するために、モニタリングを必ず実施すること	居宅介護等
87	個別支援計画	〇〇利用者の同行援護に係る支給量が25時間/月から30時間/月に変更になっているが、サービス等利用計画が変更されていないため、個別支援計画も変更していない。支給量の範囲内でサービス等利用計画を作成して、それを元に個別支援計画を作成し、サービスを提供するのが原則であるため、相談支援事業所に変更を依頼する等適切に対応すること。	居宅介護等
88	生活介護計画	生活介護計画の作成について、作成者の欄にサービス管理責任者でない者の記載があった。生活介護計画の作成についてはサービス管理責任者の責務であることから、次回からはサービス管理責任者により作成すること	生活介護

89	モニタリング	モニタリング記録表には、個別の「支援目標」を継続するのか終了するのかを記載すること。終了する場合は、個別支援計画を変更すること。	共同生活援助
90	家事援助	家事援助に当たって、利用者の子供の部屋の清掃も行っているが、同居家族への支援は他の家族等による支援が受けられない場合に限られるので、家族構成等を勘案し、真に支援が必要かどうか検討すること。	居宅介護等
91	支給量	〇〇利用者のサービス提供に当たって、支給量を超える分について、民間サービスとして提供しているが、サービス提供記録である訪問介護員活動報告書には、同一日の同一の報告書に介護給付費分と民間サービス分を一緒に記載しているため、今後は、介護給付費の分は別に作成すること。	居宅介護等
92	身体介護	〇〇利用者の個別支援計画では月曜日から土曜日まで毎日家事援助を1時間、身体介護を30分行うことになっているが、平成〇年〇月と〇月において、実際は身体介護を全く行わないで家事援助のみ90分行ったにもかかわらず、家事援助を1時間、身体介護を30分したとして介護給付費を請求していたものが数件あるので、〇〇市と協議を行い、過誤調整を行うこと。	居宅介護等
93	通院等介助	〇〇利用者が通院等介助を利用しているが、タクシー内や病院内での支援を行うことについて個別支援計画に記載しておくこと。	居宅介護等
94	通院等介助	通院介助のほとんどのサービス提供記録が病院での支援内容ばかりであるので、送迎等についても、居宅介護計画書に記載されているような内容を記録すること。	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
95	通院等介助	通院等介助のサービス提供記録に、通院先が記載されていないものが散見されたので、漏れのないよう記載すること。	居宅介護等
96	入浴支援	〇利用者に対する入浴支援(身体介護)を委託しているが、受託居宅介護サービス費の算定においては、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づいた居宅介護サービスを提供する必要がある。ところが、〇利用者の個別支援計画には一月当りのサービス提供時間、提供する時間帯が記載されておらず、サービスを提供した回数(実績)で給付費を請求していた。このため、個別支援計画に早急に記載すること。	共同生活援助
97	有償運送	利用者の外出時等において、事業所車両を利用した際は、走行距離によりガソリン代を利用者等から徴収しているため、自家用自動車を有償で運送の用に供する場合は、国土交通大臣の登録又は許可が必要であるため、今後も有償で実施する場合は、運輸支局に相談すること。	介護サービス包括型共同生活援助
98	利用者の確認印	サービス提供した際、利用者の確認印をもらっていない月(令和元年6月分)があるので、今後は、サービス提供の都度(1日1回で可)確認してもらうこと。	居宅介護等
99	運営規程	「通常の事業の実施地域」について、〇〇全域・〇〇市の一部(〇〇町、〇〇町)としているので、運営規程及び重要事項説明書を変更すること。	居宅介護、重度訪問介護
100	運営規程	おやつ代(1回当たり30円)について、運営規程及び重要事項説明書に追加明記すること。	共同生活援助
101	運営規程	運営規程について、下記のとおり改めること。 ①障害児入所や療養介護の利用については、食事費として1食 460円徴収しているが、運営規程に定めていないので、定めること。 ②短期入所では、朝食210円、昼食420円、夕食420円計1日1,050円徴収しているが、食事提供体制加算対象者については、加算額480円を差し引いて提供しているため、その旨記載すること。	医療型障害児入所施設、療養介護、短期入所

102	運営規程	運営規程について、下記の項目を改めること。 ①第2条(従業員の職種、員数及び職務内容)の3)4)訪問介護員の職務内容の記載がないので記載すること。 ②第4条の法の名称が「障害自立支援法」となっているので、「障害者総合支援法」へ改めること。 ③虐待防止のための措置に関する事項の項目を盛り込むこと。なお、③の指摘に関しては、前回も指摘していることから、改善出来なかった理由等を記載した顛末書を別途監査指導課長あて提出すること。	居宅介護等
103	運営規程	運営規程について、緊急時等における対応方法を記載すること。なお、変更後すみやかに県障害福祉課へ変更届を提出すること。	共同生活援助
104	運営規程	●食事の提供に係る費用について、食事提供体制加算対象者から費用徴収しないのであれば、食事の提供に係る費用負担額がない旨を改めること。 ●従業者の員数を実態(調理員(世話人)1名→2名)に合わせ改めること。	短期入所
105	運営規程	運営規程について、次の事項を改めること。 ●第1条第2項に重度訪問介護の対象者として、「重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者」を加えること。	居宅介護・重度訪問介護
106	運営規程	●従業者の職種及び員数の記載はされているが、職務内容が記載されていないため、記載すること。	短期入所
107	運営規程	●昼食の食事提供に要する費用の額が入所利用者と通所利用者で異なっているので、区別して記載すること。なお、変更後はすみやかに県障害福祉課へ変更届を提出すること	施設入所支援、生活介護、短期入所
108	運営規程	●運営規程に関し、キャンセル料を徴収しているため、キャンセル料の額について記載すること。	居宅介護等
109	運営規程	●給付費対象外の費用のうち「共益費」の中身は光熱水費等であるが、あいまいな名目であるため「光熱水費等」に改め、「夜間支援等体制加算(Ⅲ)」の算定に関し、緊急時の連絡先や連絡方法について、運営規程に定めていないので、定めること。 併せて、利用契約書の利用料中、「共益費」を「光熱水費等」に改めること。	外部サービス利用型共同生活援助
110	運営規程	●運営規程に記載されている利用者負担金については、重要事項説明書にも記載すること。	共同生活援助
111	運営規程	●運営規程や重要事項説明書において、「食材料費」が実費と記載されているが、金額が固定しているため、具体的に金額を下記のとおり明示すること。 朝 180円 昼 100円 夕方 450円	共同生活援助
112	運営規程	●運営規程第18条の虐待防止のための措置に関する事項として、職員研修を実施する旨追記すること。なお、運営規程を変更する場合は、県障害福祉課に届け出ること。	施設入所、生活介護、短期入所
113	運営規程	●食事の提供に係る費用について、食事提供体制加算に係る利用者負担額(厚生労働大臣が定める額の100分の10)の支払いを受けるものとするがあるが、食事提供体制加算に係る利用者負担額はないので、削除すること。	短期入所
114	運営規程	運営規程中の「光熱水費」と重要事項説明書中の「光熱水費等」には日用品代も含まれているため、日用品代を除外し、日用品代は別途独立して金額を記載すること。	共同生活援助
115	運営規程	運営規程について、次の項目を改正し、県障害福祉課へ届け出ること。(従業者の員数の変更については、年1回程度定期的に見直し変更があれば変更届を提出する取扱いで可)	

116	看護補助業務	看護補助業務を病棟環境支援員が行っているが、当該職員の雇用契約書には従事すべき業務の内容として「病院の環境整備に関すること等」と記載されており、適切でないため、看護補助業務の内容がわかるよう雇用契約書の見直しを行うこと。	療養介護
117	緊急時連絡	居室において、緊急時連絡先等の掲示をし、緊急時対応の措置を講じること。	共同生活援助
118	緊急連絡体制	緊急連絡体制の情報が以前の情報のままで最新の情報に更新されていないホームが見受けられたので、最新の情報に更新すること。	共同生活援助
119	重要事項説明書	重要事項説明書に関し以下のとおり改めること。 (1)重要事項説明書は説明を受けたことを利用申込者が確認するものではなく、同意するものなので、「説明を受けたことを確認します」との文言を「説明を受け、同意し、交付を受けました」に修正すること。 (2)職員体制に管理者を追加すること。 (3)緊急時等における対応方法(緊急時の連絡先、連絡方法等)及び虐待防止のための措置を追加すること	外部サービス利用型共同生活援助
120	重要事項説明書	重要事項説明書に光熱水費(13,000円)について、明記すること。	介護サービス包括型共同生活援助
121	重要事項説明書	重要事項説明書の当事業所が提供するサービスと利用料金の「事業所から片道25kmを超える所から10km毎に100円」となっているが、運営規程の第〇条の(利用者から受領する費用の額等)「実施地域を超える所から10km毎(片道)100円」とあるので、運営規程に合わせて記載すること。 なお、交通費の受領については、実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定地域移行支援を行う場合の交通費(移動に要する実費)の支払を受けることができるものであり、実施地域内での交通費は認められない。〇〇利用者の訪問時、交通費を徴収しているため、実施地域内の交通費については返金すること。	地域移行支援、地域定着支援
122	重要事項説明書	重要事項説明書の中にサービス提供に係る利用料及び自己負担を記載し利用者の同意を得ているが、その後利用料等が変更になっているのに同説明書中の金額が変更になっていない。については、利用料等の変更の度に重要事項説明書の変更を行うことが適当でないということであれば、利用料等は厚生労働大臣が定める額として、変更の度に別表を提供する等適切に対応すること。	居宅介護等
123	重要事項説明書	重要事項説明書の利用料について以下の見直しを行うこと。 ・食事の提供に係る費用について、食事提供体制加算対象者から費用徴収しないのであれば、食事の提供に係る費用負担額がない旨を記載すること。 ・光熱水費一日当たり200円を徴収するのであれば記載すること。 ・施設利用料一日当たり400円を徴収するのであれば記載すること。 ・各職種の勤務体系が、実際と異なるので、修正すること。	短期入所
124	重要事項説明書	重要事項説明書は、運営規程と整合性を図るよう見直すこと。	生活介護・短期入所
125	研修	外部研修後、伝達研修会を実施する等、不参加の従業者にも研修内容を周知させる機会を設けること。	生活介護、短期入所
126	研修	資質向上のため、計画的に研修の機会を設けること。 特に、人権擁護・虐待防止の観点から、年1回は、全従業者が虐待防止の研修を受講すること。 また、その際の資料、参加した従業者や開催した日時が分かるように、記録しておくこと。	共同生活援助
127	研修	従業者の事業所内研修について、当日研修に参加できなかった従業者に対して、伝達する機会(研修内容の資料を回覧する等)を設けること。	短期入所

128	消防訓練	消防訓練が年に2回実施されていない共同生活住居があるので、消防計画に基づき、全ての共同生活住居について、少なくとも年に2回の消防訓練を実施すること	介護サービス包括型共同生活援助
129	消防訓練	消防訓練の結果を写真付で記録しているが、訓練の概要について、日時、場所、参加者、訓練の内容及びその結果について記録し、職員間等で共有し、火災に備えること。 また、夜間想定訓練を行っていないので、今後実施すること。	共同生活援助
130	消防訓練	消防計画別表にある定期的な自主点検を実施しているとしているが、その点検結果を残していないので、今後は、点検を実施した都度記録しておくこと。	施設入所、生活介護、短期入所
131	消防設備	加工場の作業所において、プロパンガスを使用しているが、消火器が設置されていない。設置の要否について、所轄の消防署に確認すること。 また、クーラーが設置されていないので、夏場の作業時に向けて、暑さ対策を講じること。	施設入所支援、生活介護
132	定員の遵守	利用ニーズにできるだけ応えるためとの理由で、利用定員を超えた受け入れが毎月散見される状況が継続している。定員超過はサービスの質の確保に影響するので、災害、虐待、地域の社会資源の状況等やむを得ない事情がある場合以外は利用定員を超えた受け入れが禁止されている。定員超過の解消を図り定員を遵守すること。 なお、やむを得ない事情により利用定員を超えて受け入れる必要があると思われる場合は、支給決定を行う市町等へ相談し、やむを得ない事情が存するかどうかを確認すること。また、受け入れた際はやむを得ない事情について記録しておくこと	生活介護
133	非常災害等対策	「障害者支援施設避難計画(自然災害対策編)」に関し、災害発生時の避難先が不明瞭であるので、地域の避難先を確認し当計画に位置付け、従業者及び入居者に避難先、避難経路等を周知しておくこと。	共同生活援助
134	非常災害等対策	貴事業所で策定した障害者支援施設避難計画(自然災害対策編)に基づき、年1回以上防災訓練、防災教育を実施すること。	施設入所、生活介護、短期入所
135	非常災害等対策	カーテン、のれん、マット、ジョイントマット、カーペットについて、防災のものに交換する等適切に対応すること。	施設入所、生活介護、短期入所
136	非常災害等対策	防火のための自主検査チェック票(日常)のチェック欄に「防火戸、防火シャッターの閉鎖障害」があるが、どこを指すのか不明であるので、チェック項目の見直しを検討すること。 また、日々チェックしているが、誰がチェックしたのか分からないので、責任もってチェックするためにも、チェックした職員名を記載すること。	共同生活援助
137	非常災害等対策	避難訓練について、平成30年度は火災訓練2回、自然災害訓練1回、地震訓練1回と計4回も行っているが、利用者の参加はなかった。今後は利用者の参加による訓練とし、出来れば夜間想定等についても実施するよう努めること。	共同生活援助
138	非常災害等対策	避難訓練について、夜間または夜間想定訓練が実施されていないので、年に1回以上は、実施すること。	短期入所
139	感染防止	感染症や食中毒に係るマニュアルは作成しているが、研修を行っていないので、計画的に取り組むこと。	共同生活援助
140	感染防止	感染症予防まん延防止マニュアルを作成し事務所に備え付けているが、従業者への内容の周知が不十分であったので、研修等を実施し従業者への周知を図ること。	共同生活援助
141	感染防止	洗面所に共用タオルが設置されている。使用するタオルは、感染症予防のため、他人と共用しないこと。タオルの個人専用化または、使い捨てペーパータオル等の設置を検討すること。	介護サービス包括型共同生活援助

142	健康診断	平成30年度以降従業員の健康診断を実施していない。正規職員の1週間の所定労働時間数の3/4以上の従業員に年1回以上健康診断を実施し、その結果の記録を5年間保存すること。 また、健康診断の結果、要精密検査等の場合は受診勧奨を行いその結果を把握する等健康管理を行うこと	居宅介護等
143	健康診断	非常勤職員のM、Nは個人で健康診断を受けているので、その健康診断の結果の写しを事業所内において保管しておくこと。	共同生活援助
144	健康診断	夜勤者については、年2回健康診断を行うこと。	施設入所支援、生活介護、短期入所
145	衛生管理	衛生管理について、現在嘔吐下痢の利用者を自室に隔離し感染症のまん延防止に努めているが、共用トイレを含め施設内を歩く時使用するスリッパがフローリングの床に敷かれた布団と直に接触する状況にあり、感染(源)の遮断が不十分であるので、看護スタッフと検討のうえ、まん延防止対策を見直すこと。	共同生活援助
146	検食時間	昼食の検食時間について、利用者が食べる前に行っていない事例が散見された。今後は、利用者が食べる前に必ず行うこと。	施設入所支援、生活介護
147	誓約書	業務上知り得た利用者・家族の秘密について外部に漏らさない旨の誓約書を従業員から徴収しているが、退職後も漏らさない旨の内容を追加すること。	介護サービス包括型共同生活援助
148	情報提供に関する同意	利用者の情報を他の関係機関に提供する際、事前に同意を得ているが、利用者の家族の情報についても同意を得ることが必要なので、事前に同意を得ておくこと。	居宅介護等
149	情報の提供等	リーフレット内の利用料金例の記載について、「光熱水費・日用品費等」と記載すべきところを「共有備品費」、「共有備品費」と記載すべきところを「共益費」と記載しているので、訂正すること。	共同生活援助
150	協力歯科医療機関	あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。	生活介護
151	重要事項の掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。	共同生活援助
152	重要事項の掲示	重要事項の掲示では、重要事項説明書をすべて掲示しているので、簡潔に整理したものを掲示すること。	居宅介護等
153	重要事項の掲示	重要事項の掲示について、「緊急時の対応」「事故発生時の対応」を追加すること。また、職員の員数を実態に合わせ訂正すること。	居宅介護・重度訪問介護
154	重要事項の掲示	重要事項の掲示について、事故発生時の対応を追加し、「障害者自立支援法」の記載を「障害者総合支援法」に改めること。	居宅介護等
155	重要事項の掲示	重要事項の掲示の中に、「営業日、営業時間、サービス提供日、サービス提供時間」、「通常の事業の実施地域」の項目を追加すること。	居宅介護等
156	嘱託医	嘱託医との「医療嘱託契約書」の契約期間が過ぎているので、更新手続きを速やかに行うこと。また、医師は利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うこと。	生活介護
157	嘱託医	嘱託医の契約が更新されておらず、現在の嘱託医とは未契約の状況であった。医師の継続的な配置を確保するため、早急に契約の相手方と協議の上、契約を更新すること。なお、契約にあたっては、職務内容を明確にすること。また、内科医の出勤簿はあるが、整形外科医の出勤簿がない。ドクター来園日確認表は整形外科の記録はあるが、内科医の記録がないため、統一的な取扱いを行うこと。	施設入所支援、生活介護、短期入所

158	嘱託医	嘱託医を配置しているが、生活介護事業所利用者の健康管理を実際にどの程度行っているか記録がないので、健康管理を行った際はサービス提供記録にその内容を記載しておくこと。	生活介護
159	嘱託医	嘱託医就任承諾書をとっているが、嘱託医の業務内容が明確でないので、〇1回の施設訪問による医療相談、栄養ケア計画に関する業務等具体的に記載すること。	施設入所支援、生活介護
160	苦情解決	苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した対応を推進するため、第三者委員を設置するよう努めること。 また第三者委員は、中立・公正性の確保のため、複数であることが望ましいものであること。	共同生活援助
161	苦情解決	苦情解決の規程を作り、利用者から法人内の自治会で出された要望についてメモをしているが、様式を決めていないため、対応状況が整理されていないので、今後は、様式を定め、対応状況も含め記録しておくこと。	共同生活援助
162	苦情解決	苦情解決体制として、苦情受付担当者は配置しているが、苦情解決責任者を配置していないので、配置すること。なお、苦情受付担当者とは別の職員とすること。	居宅介護等
163	苦情解決	苦情解決体制における「苦情受付担当者」と「苦情解決責任者」が同一人物(管理者兼サービス提供責任者)になっているので、人選の見直しを行うとともに、第三者委員の選任は複数名となるよう引き続き努めること。	居宅介護等
164	苦情解決	苦情解決体制に係る「苦情受付担当者」及び「苦情解決責任者」を重要事項説明書に追加明記すること。	居宅介護等
165	事故報告	誤薬事故にかかる情報が迅速に施設長まで報告されているか確認できない。アクシデント報告書に責任者、診察医、主治医への報告欄があるが、施設長の欄も新たに追加すること。	医療型障害児入所施設、療養介護、短期入所
166	事故報告	事故等発生時の報告に関し、誤薬については、県へすみやかに報告する必要があるが、未報告であった。平成28年7月28日付長崎県障害福祉課長名通知に基づき、報告すべき事故については、すみやかに県障害福祉課へ報告すること。	外部サービス利用型共同生活援助
167	事故防止	支援を行う過程等において「ヒヤリとした」「ハットした」経験を有する事例(ヒヤリハット事例)の情報を従業者に共有し、事故の未然防止に活用すること。	共同生活援助
168	損害賠償	サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険の加入に努めること。又、「利用者からいかなる理由を問わず一切の責任を負い、施設には賠償の請求をしないことを誓約いたします。」とした誓約書をとっているが、サービス提供中の事故については原則として事業者が損害賠償の責を負うので、内容について見直すこと。	生活介護・自立訓練(生活訓練)
169	会計の区分	会計の区分について、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分することとされているが、区分がされていないので、サービスの種類ごと(施設入所支援、生活介護)に経理を区分すること	施設入所支援、生活介護、短期入所
170	会計の区分	居宅介護事業の会計を介護保険事業の会計と区分していないので、区分すること。	居宅介護、重度訪問介護
171	記録の整備	指定申請書等、県に提出した資料の写しを保管していないので、必ず保管しておくこと。	生活介護・短期入所
172	服薬管理	事業所内での研修が虐待防止研修しか行われていないため、自然災害対策、感染症まん延防止、服薬に関すること等の事業所内研修の機会を確保し、従業者の資質向上を図ること	介護サービス包括型共同生活援助
173	服薬管理	服薬に関するマニュアルが作成されていないので、作成すること。	介護サービス包括型共同生活援助

174	服薬管理	薬の保管場所について、共同生活住居において、保管場所が適切ではないので、利用者の手を届かない所や鍵つきの場所へ保管する等検討すること。	共同生活援助
175	預り金	「預り金出納事務取扱要領」中の取扱い銀行支店名を現状に改めること。	医療型障害児入所施設、療養介護、短期入所
176	預り金	〇〇預り金等管理規程により、預り金管理責任者である園長が印鑑を保管することになっているが、実際は事務長が保管している。事務長は別途通帳も保管していることから、牽制機能が働いていない。実務上、園長が印鑑を保管できないのであれば管理規程を変更のうえ、事務長以外の別の職員に保管させるようにすること。なお、前回の实地指導で印鑑を園長が保管するよう文書指摘し、改善報告では是正する旨回答があったにもかかわらず、実際には是正されていないので、是正しなかった理由を記載した顛末書を提出すること。	施設入所、生活介護、短期入所
177	預り金	利用者の親族から金銭借用についての申し出があった場合の取扱いについて、法人の預り金管理規程に規定がないため、金銭借用や贈与を受けたいとの申し出があった場合の対応や手続きについて、今後は弁護士等に相談及び管理規程を改正し様式を定めようとして、適切に対応すること。	施設入所支援
178	預り金	支援員の預り金等(支援課担当)と財産管理委託契約による預り金等(事務室担当)はそれぞれ年に1回収支状況を利用者の保護者へ報告しているが、支援員の預り金等と財産管理委託契約による預り金等は一つにまとめて報告すること。また報告回数も年3回～4回とするよう努めること。	施設入所、生活介護、短期入所
179	預り金	施設預り金(品)管理規定について、『平成27年3月13日付26長社第7071号「施設預り金等管理規程モデル」の改正について』を参考に、改正を検討すること。	共同生活援助
180	預り金	平成27年3月11日付26障福号外により長崎県福祉保健部長から各法人あて、「施設預り金等管理規程モデル」の改正について通知されたところであるが、まだ事業所の預り金管理規程が改正されていないので、本モデルを参考に改正を行うこと。	医療型障害児入所施設、療養介護、短期入所
181	預り金	預り金について、当該利用者の預貯金通帳から現金を払い出し、お小遣い等として現金を利用者に渡した際に利用者が署名した受領書が確認できなかった。この件について、調査を行いその結果を報告すること。	介護サービス包括型共同生活援助
182	預り金	預り金の管理台帳と銀行の通帳の額の不一致(利用者への支払い額を天引きした額を台帳に記載)があったため、引き出し額と支払額は別行に記載し、適正に取り扱うこと。	共同生活援助
183	預り金	預り金について、家族会の会費を払い出す際、支出伺い書を作成せず、当該家族会に加入している利用者の通帳から支出を行い、支出の根拠となる領収書も整備されていない。家族会より当該会費について、領収書の交付を受けること。 今後は、貴法人が作成している「預り金等出納事務取扱要領」に沿って適正に手続きを行うこと。	施設入所支援
184	預り金	預り金の管理について、出納管理の点検、確認を毎月1回行っているが、確認作業を行う際は、預貯金通帳等及び預り金台帳(お小遣い帳を含む。)、支出伺い、証拠書類、現金残高等について、十分に点検を行うこと。	介護サービス包括型共同生活援助
185	預り金	預り金の管理に関し、貴法人の「預り金等出納事務取扱」では、各利用者から預かった小遣いは各共同生活住居の金庫に保管することとなっているが、一部の共同生活住居において金庫とは別の場所にも保管していた。「預り金等出納事務取扱」に基づく適正な管理を行うこと。	介護サービス包括型共同生活援助

186	預り金	<p>預り金の出納事務が法人が定めた預り金管理規程どおりに処理されていない事例が下記のとおり見受けられたので、管理規程に則って出納事務を行うこと。なお、規程どおり実施するのが実務上困難であれば、現状に合わせ規程を改正すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条により、預り金管理責任者(管理者)は毎月1回、預貯金通帳の点検、確認等を行うものとされているが、6ヶ月に1回しか行っていない。 ・第8条により、預り金出納責任者(副管理者)は金融機関から現金を引き出し、出金額を確認のうえ現金を利用者担当職員に引き渡すことになっているが、実際は出納員が行っている。 	施設入所支援
187	預り金	<p>預り証の写しを利用者に渡し、原本を事業所が保管しているが、取り扱いが逆なので、原本を利用者に交付するようにすること。</p>	共同生活援助
188	預り金	<p>利用者等から預り金の管理の申し出(委任)の依頼を受けた時は、「預り金等管理依頼書」の提出を求め、事業所は、預り金等の内容・金額を確認し、「預り証」を利用者等に交付することにより、預り金の管理を始めることとなるが、この「預り金等管理依頼書」と「預り証」の様式を家族等から現金を受けた際にも使用している為、混乱を招く原因になるので、区別すること。</p>	共同生活援助
189	虐待防止	<p>虐待防止に係る研修を行っていないので、年に1回は全職員が研修を受けること。</p>	居宅介護等
190	虐待防止	<p>障害者虐待防止について、研修を実施しているが、開催日時や参加した職員などの記録が残されていないので、今後は記録を残すこと。</p>	居宅介護等
191	業務管理体制	<p>業務管理体制の整備に関する事項の届出がなされていないので、法令遵守責任者を選任し、県障害福祉課へ届け出ること。</p>	外部サービス利用型共同生活援助
192	身体拘束	<p>H利用者を日中個室(観察室)に入れて鍵をかける時間が1日に5、6回程度ある。これは身体拘束に該当するが、平成30年度から「身体拘束未実施減算」制度が設けられ、やむを得ず身体拘束を行った場合で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむをえない理由などを記録していない場合、1日につき5単位を減算することになったところである。このため、事業所が作成している「治療上必要な身体拘束部位等の確認表」を確認したところ、拘束理由はまとめて一番上の部分に記載されており、それぞれの身体拘束時間帯には理由が記載されていなかった。今後は様式を改正し、拘束時間帯ごとに心身の状況等その拘束理由を記載すること。</p>	療養介護
193	身体拘束	<p>車椅子からの滑落防止の為にベルト装着を行っているケースがあるが、利用者からの同意を得た確たるものがないので、今後やむを得ず身体拘束する場合、個別支援会議等で組織による決定を行うとともに、個別支援計画に身体拘束の態様、時間及びやむを得ない理由等を記載し、利用者又は家族の同意を得ておくこと。</p>	施設入所、生活介護、短期入所
194	虐待防止	<p>利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、全従業員に対し、研修を定期的(1年に1回以上)に実施すること。また、その際の資料、参加した従業員名や開催した日時が分かるように、記録しておくこと。</p>	居宅介護等
195	勤務時間	<p>ファミリーサポート事業は法人独自の事業であり、これに従事している時間は指定障害福祉サービスではないので、職員の常勤換算する上で勤務時間から除外すること。</p>	居宅介護等
196	医師未配置減算	<p>利用者の健康管理のために医師に代わり看護職員を配置しているのですが、医師未配置減算が必要になるが減算を行っていないので、指定時に遡って、支給決定市町村と協議して過誤調整するとともに、その結果を県監査指導課に報告すること</p>	生活介護・短期入所

197	医療連携体制加算	医療連携体制加算(Ⅰ)について、利用者の看護に看護職員が従事しているものの加算の要件である医師の指示を受けておらず、看護の後に医師である理事長に報告しているのみである。今後は、医師の指示を受け、口頭である場合は指示の内容をメモしておいて、指示に従った看護を行うこと。	介護サービス包括型共同生活援助
198	医療連携体制加算	医療連携体制加算(Ⅴ)において、利用者から重度化した場合の対応指針について同意書をとっていないので、とっておくこと。	共同生活援助
199	医療連携体制加算	医療連携体制加算(Ⅴ)について、看護師により24時間連絡できる体制を確保することになっており、緊急時には携帯電話で連絡する旨当該看護師に口頭で了解を得ているとしているが、雇用契約書の中にその旨記載する等して文書で明確にしておくこと	介護サービス包括型共同生活援助
200	医療連携体制加算	看護師資格を有する生活支援員が医療的ケアを行った場合についても医療連携体制加算の対象となるが、その場合は当該業務に係る勤務時間は人員基準上必要な常勤換算の時間数には含めないこととされている。したがって、毎月行っている人員基準を満たしているかどうかの勤務時間の計算においてはこの点を考慮して計算をすること。また、県に毎年提出している「指定障害福祉サービス事業者指導提出資料」の別表3「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」のうち、〇〇看護師については別の行に生活支援員としての勤務時間を記載するとともに、〇〇生活支援員については、別の行に看護師としての勤務時間も記載すること。	共同生活援助
201	退院・退所月加算	退院・退所月加算の算定に関し、当加算は退院退所等をした後に他の社会福祉施設等に入所する場合は算定できないが、誤って養護老人ホーム入所者に算定した事例が認められた。については、同様な事例がないか自主点検を行い、関係市町と協議のうえ、過誤調整を行い、その結果を県監査指導課へ報告すること。	地域移行支援、地域定着支援
202	栄養マネジメント加算	栄養マネジメント加算の算定について、栄養ケア計画作成のための栄養ケアカンファレンス会議を開催しているが、同会議の参加者名が記載していないので、今後は記載しておくこと。	施設入所支援、生活介護
203	個別支援計画未作成減算	〇〇利用者については、入所日の3ヶ月後に個別支援計画の作成が作成され、△△〇〇利用者については入所日の5ヶ月後に個別支援計画の作成が作成されており、計画未作成のまま支援が行われていた。この場合、個別支援計画が未作成であった月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで3か月未満の月については所定単位数の100分の70で、3月以上の月については所定単位数の100分の50で算定し請求する必要があるが、減算せず請求していたため、関係市町と協議して過誤調整するとともに、その結果を県監査指導課に報告すること。なお、他にも同様の事例がないか自主点検を行い、該当があれば同様に対応すること。	医療型障害児入所施設、療養介護、短期入所
204	大規模住宅等減算	〇〇の定員が8名以上になっているが、大規模住宅等減算が行われていないので、関係市町村と協議し、過誤調整等を行うとともに、その結果を県監査指導課に報告すること。なお、他にも同様の事例がないか確認し、あれば同様に対応すること。	共同生活援助
205	帰宅時支援加算	帰宅時支援加算について、従業員が帰宅先に電話連絡はしているものの、利用者の生活状況等聴き取った内容を記録していない。今後は、帰宅している間、家族等との連携を十分図ることにより利用者の生活状況等を十分把握するとともに、その内容を記録しておくこと。	介護サービス包括型共同生活援助
206	緊急時対応加算	「緊急時対応加算」を算定しているが、要請のあった時間を記録に残していないので、洩れなく記録しておくこと。	居宅介護等
207	重度障害者支援加算	「重度障害者支援加算(Ⅱ)」について、支援計画シートを作成しているが、強度行動障害者支援養成研修(実践研修)を修了した者が作成したことが分かるよう作成者名を盛り込むこと。	施設入所支援、生活介護、短期入所

208	処遇改善加算	処遇改善加算(Ⅱ)を請求しているが、要件として処遇改善の計画等を記載した福祉・介護処遇改善計画書や、処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知することになっているが、周知方法をこれまでの口頭から文書回覧に改めること。	居宅介護
209	初回加算	Y利用者の初回加算に関し、サービス提供実績記録票にサービス提供責任者が押印していなかったため、今後はサービス提供責任者も押印すること。	居宅介護
210	初回加算	初回加算の算定に関し、サービス提供責任者が居宅介護に同行した場合はサービス提供記録にその旨明確に記録すること。	居宅介護等
211	食事提供体制加算	平成30年6月3日、9日、10日、23日、24日に食事提供体制加算を算定しているが、何れも、市販のパンや弁当を購入して提供しているだけであり、従業員による食事の提供や第三者に委託しての食事提供とは見做せないことから加算要件に合わないため、関係市町村と協議して過誤調整するとともに、その結果を県監査指導課に報告すること。また、平成26年5月1日の指定時に遡って調査し、同様の事例があれば同様に対応すること。	短期入所
212	食事提供体制加算	○利用者は短期入所を利用し、△日には生活介護を利用しているが、その際、△日に、短期入所と生活介護の両方で食事提供体制加算を算定している。 食事提供体制加算は、1日に複数回食事の提供をした場合(複数の隣接事業所等において食事の提供をした場合を含む)は、当該加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回の算定はできない。 については、支給決定市町村と協議して過誤調整するとともに、その結果を県監査指導課に報告すること。 なお、他にも同様の事例がないか調査し、該当があれば同様に対応すること。 また、利用者に負担をさせる額は材料費に限定されるので、再計算の結果、自己負担額が増える場合は、利用者又は保護者に十分説明し理解を得て請求すること。	生活介護・短期入所
213	早朝加算	「通院等乗降介助」における早朝加算の算定について、本来であれば、早朝の時間帯(午前6時から午前8時までの時間)が含まれる行きのサービスの請求にのみ当該加算が適用されることを、帰りのサービスの請求にも誤って当該加算を請求していた。については、関係市町と協議の上、過誤調整し、その結果を県監査指導課に報告すること。	居宅介護等
214	長期入院時支援特別加算	利用者が平成29年度及び30年度に入院しており、長期入院時支援特別加算を請求しているが、入院時に支援を行うことについて個別支援計画に定めていないため、定めること。	共同生活援助
215	長期入院時支援特別加算	利用者が○月○日に病院に入院し、△月△日に退院したため、長期入院時支援特別加算を請求しているが、個別支援計画に病院を訪問して病院との連絡体制や、本人と面談し相談支援等を行うことを記載していなかった。今後は個別支援計画に記載しておくこと。	共同生活援助
216	特定事業所加算	「特定事業所加算(Ⅱ)」を算定しているが、以下の算定の要件について改善すること。 ・「居宅介護従業者ごとの研修計画」が居宅介護従業者ごとになっていない。居宅介護従業者について、個別の具体的な研修の目標内容、研修期間等を定めること。 ・従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。なお、「定期的」とは、概ね1月に1回以上。	居宅介護等
217	特定事業所加算	特定事業所加算Ⅱを算定しているが、必要な従業者ごとの研修計画は作成しているが、計画に沿って行われておらず、資料配布のみになっている研修もあったため、今後は、従業者の技術水準に合わせた具体的、個別的研修計画をたて、計画に沿って研修を実施すること。	居宅介護等
218	特定事業所加算	特定事業所加算Ⅱを算定するに当たり、従業者の技術指導を目的としたケース会議を開催しているが、参加した従業者名を記録していないため、今後は、必ず記録しておくこと。	居宅介護等

219	入院・外泊時加算	「入院・外泊時加算(Ⅱ)」の算定に当たっては、次の事項を改めること。 (1)「施設障害福祉サービス計画」に入院(外泊)時の支援について位置付けること。 (2)入院(外泊)時の際に支援した内容について、具体的に記録しておくこと。	施設入所、生活介護、短期入所
220	入院・外泊時加算	入院・外泊時加算(Ⅱ)の9日を超える入院にあつては、特段の事情のない限り、指定障害者支援施設等の従業者が、原則として1週間に1回以上(病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談援助、家族との連絡調整などの支援)訪問すること。 また、特段の事情により訪問ができなかった場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。	施設入所支援
221	夜間支援体制加算	夜間支援等体制加算(Ⅰ)を請求しているが、個別支援計画に夜間支援を行うこと及びその内容を記載すること。	共同生活援助
222	夜間支援体制加算	夜間支援等体制加算(Ⅱ)について、定時的な居室の巡回等の記録や緊急時の支援等があった場合の記録を残すこと。	共同生活援助
223	夜間支援体制加算	夜間支援等体制加算(Ⅲ)の算定については、緊急時の連絡先や連絡方法を運営規程に定めるとともに共同生活住居内の見やすい場所に掲示すること。	共同生活援助
224	夜間支援体制加算	支援記録のほとんど毎日が「変わりなし」としか記載されていない。夜勤者は定時的な居室の巡回を行うとともに巡回の記録を残すこと。	共同生活援助
225	夜間支援等体制加算	「夜間支援等体制加算届出書」における算定の元となる夜間支援対象利用者の数は、前年度の平均利用者数とすること。(前年度の平均利用者数の算定に当たって少数点以下の端数が生じる場合は、少数点第1位を四捨五入)	共同生活援助
226	夜間支援等体制加算	夜間支援等体制加算Ⅲを請求するようになったが、常時の連絡体制として「携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が確認されている」必要とされている。しかし、当事業所は公衆電話を設置しているが、携帯電話にかけることができないため、担当職員の携帯電話へ利用者が公衆電話から電話することができない。このため緊急時に連絡が付かない場合が考えられるので、携帯電話へ掛けられる電話に変更すること。	共同生活援助
227	帰宅時支援加算	帰宅時支援加算について、利用者が外泊する際の支援内容の対応を個別支援計画に位置づけること。	介護サービス包括型共同生活援助
228	移動介護加算	移動介護加算について、支援内容の記録漏れが散見されたので、記録内容に不備がないようにすること。また、重度訪問介護計画においても位置づけられた支援内容であること。	居宅介護等
229	リハビリテーション加算	リハビリテーション加算(Ⅱ)の算定に関し、リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね2週間以内及び概ね3月ごとに関連スタッフがアセスメントとそれに基づく評価を行うこととなっているが、概ね2週間以内のアセスメントとそれに基づく評価がなされていなかったため、確実に実施すること。	生活介護
230	福祉・介護職員処遇改善加算	「福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」において、処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び処遇改善に要した費用について、全従業者が閲覧できる掲示板等への掲示や全従業者への文書による通知等により周知すること。	施設入所支援、生活介護、短期入所
231	福祉・介護職員処遇改善加算	「福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」の算定に関し、以下の内容について、全ての福祉・介護職員へ確実に周知されるような方法(関係資料の全員回覧や事務室の掲示板への掲示等の方法でも可)で周知すること。 ①福祉・介護職員処遇改善計画書 ②キャリアパス要件Ⅰ(任用における職責又は職務内容等の要件を定めていること) ③キャリアパス要件Ⅲ(経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること)	居宅介護等

232	福祉・介護職員処遇改善加算	「福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」を算定しているが、福祉・介護職員に対し賃金改善等の処遇改善計画等の周知が口頭で行われているので、全従業者が閲覧できる掲示板等への掲示や全従業者への文書による通知等により周知すること。	居宅介護等
233	福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算を算定しているが、職員の資質向上のための研修を受けさせているが、研修計画書を作成していないので、年間計画を作成すること。	短期入所
234	福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善計画の内容を職員に周知したとしているが、会議録等を保管していないので、今後は、周知したことが確認できる資料を保管しておくこと。	居宅介護等